

目 次

◎会議録第1号（3月3日）議案説明

開 会	6
町長挨拶	6
開 議	7
日程第1	会議録署名議員の指名 7
日程第2	会期の決定 7
日程第3	諸般の報告 7
日程第4	報告第1号 専決処分の報告について（R6-8雨対第1号-1 筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結） 8
日程第5	報告第2号 専決処分の報告について（松前幼稚園 園舎増築及び改修 建築主体工事変更請負契約の締結） 9
日程第6	議案第3号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例 10
日程第7	議案第4号 松前町個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例 11
日程第8	議案第5号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例 12
日程第9	議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 13
日程第10	議案第7号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 14
日程第11	議案第8号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例 15
日程第12	議案第9号 松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例の一部を改正する条例 16
日程第13	議案第10号 松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 17
日程第14	議案第11号 松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例 18
日程第15	議案第12号 松前町手数料条例の一部を改正する条例 19
日程第16	議案第13号 松前町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例 21

日程第17	議案第14号	松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例……………	22
日程第18	議案第15号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例……………	26
日程第19	議案第16号	松前町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例……………	27
日程第20	議案第17号	松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	28
日程第21	議案第18号	松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例……………	29
日程第22	議案第19号	松前町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について……………	31
日程第23	議案第20号	土地改良事業の施行について……………	32
日程第24	議案第21号	第5次松前町総合計画基本計画の変更について……………	33
日程第25	議案第22号	令和6年度松前町一般会計補正予算（第8号）……………	34
日程第26	議案第23号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）……………	34
日程第27	議案第24号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）……………	34
日程第28	議案第25号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）……………	35
日程第29	議案第26号	令和6年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）……………	35
日程第30	議案第27号	令和7年度松前町一般会計予算……………	38
日程第31	議案第28号	令和7年度松前町国民健康保険特別会計予算……………	38

日程第32	議案第29号	令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計 予算	38
日程第33	議案第30号	令和7年度松前町介護保険特別会計予算	38
日程第34	議案第31号	令和7年度松前町水道事業会計予算	38
日程第35	議案第32号	令和7年度松前町下水道事業会計予算	38
日程第36	研修報告		50
散 会			55

~~~~~

◎会議録第2号（3月10日）一般質問

|      |             |  |    |
|------|-------------|--|----|
| 開 議  |             |  | 60 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  |  | 60 |
| 日程第2 | 一般質問        |  |    |
|      | 13番 藤岡 緑議員  |  | 60 |
|      | 3番 池田 幸子議員  |  | 67 |
|      | 14番 加藤 博徳議員 |  | 73 |
|      | 2番 池内 邦仁議員  |  | 81 |
|      | 10番 影岡 俊範議員 |  | 85 |
| 散 会  |             |  | 87 |

~~~~~

◎会議録第3号（3月19日）委員長報告

開 議			94
日程第1	会議録署名議員の指名		94
日程第2	議案第3号	松前町事務分掌条例の一部を改正する条例	94
日程第3	議案第4号	松前町個人番号カードの利用に関する条例 を廃止する等の条例	95
日程第4	議案第5号	松前町監査委員条例の一部を改正する条例	96
日程第5	議案第6号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一 部を改正する条例	96
日程第6	議案第7号	町長等の給与の特例に関する条例の一部を 改正する条例	97
日程第7	議案第8号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例等の一部を改正する条例	98
日程第8	議案第9号	松前町保育所職員等の給料等に関する特別 措置条例の一部を改正する条例	99

日程第9	議案第10号	松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	100
日程第10	議案第11号	松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例……………	101
日程第11	議案第12号	松前町手数料条例の一部を改正する条例……………	102
日程第12	議案第13号	松前町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例……………	103
日程第13	議案第14号	松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例……………	104
日程第14	議案第15号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例……………	106
日程第15	議案第16号	松前町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例……………	107
日程第16	議案第17号	松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	109
日程第17	議案第18号	松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例……………	110
日程第18	議案第19号	松前町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について……………	111
日程第19	議案第20号	土地改良事業の施行について……………	112
日程第20	議案第21号	第5次松前町総合計画基本計画の変更について……………	113
日程第21	議案第22号	令和6年度松前町一般会計補正予算（第8号）……………	114
日程第22	議案第23号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）……………	114
日程第23	議案第24号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）……………	114

日程第24	議案第25号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)	114
日程第25	議案第26号	令和6年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)	114
日程第26	議案第27号	令和7年度松前町一般会計予算	120
日程第27	議案第28号	令和7年度松前町国民健康保険特別会計予算	120
日程第28	議案第29号	令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計予算	120
日程第29	議案第30号	令和7年度松前町介護保険特別会計予算	120
日程第30	議案第31号	令和7年度松前町水道事業会計予算	120
日程第31	議案第32号	令和7年度松前町下水道事業会計予算	120
追加日程第1	議案第33号	町道西74号線(松前町大字北黒田)における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事基本協定の締結について	131
追加日程第2	議員提出議案第1号	松前町議会の個人情報に関する条例の一部を改正する条例	133
閉 議			135
町長挨拶			135
閉 会			136

3月3日（第1号）

令和7年松前町議会第1回定例会会議録

令和7年3月3日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	平 村 展 章
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	柏原 正
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	山田 善仁
会計課長	田中 俊臣
会計課技監	永井 仁
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	金子 貴徳
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	楠田 匡志
議会議務局 書記	徳本 敏子

令和7年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.1

	令和7年3月3日(月)	午前9時30分	開議
	開会		
	町長挨拶		
	開議		
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	諸般の報告		
日程第4	報告第1号	専決処分の報告について(R6-8雨対第1号-1筒井地区 雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結)	
上程	報告	質疑	
日程第5	報告第2号	専決処分の報告について(松前幼稚園 園舎増築及び改修 建築主体工事変更請負契約の締結)	
上程	報告	質疑	
日程第6	議案第3号	松前町事務分掌条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第4号	松前町個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条 例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第5号	松前町監査委員条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第6号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第7号	町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第11	議案第8号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正 する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第12	議案第9号	松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例の一部を 改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第13	議案第10号	松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条	

例

上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第14	議案第11号	松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第15	議案第12号	松前町手数料条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第16	議案第13号	松前町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第17	議案第14号	松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第18	議案第15号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第19	議案第16号	松前町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第20	議案第17号	松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第21	議案第18号	松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第22	議案第19号	松前町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第23	議案第20号	土地改良事業の施行について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第24	議案第21号	第5次松前町総合計画基本計画の変更について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第25	議案第22号	令和6年度松前町一般会計補正予算（第8号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第26	議案第23号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	

上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第27	議案第24号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第28	議案第25号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第29	議案第26号	令和6年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第30	議案第27号	令和7年度松前町一般会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第31	議案第28号	令和7年度松前町国民健康保険特別会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第32	議案第29号	令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第33	議案第30号	令和7年度松前町介護保険特別会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第34	議案第31号	令和7年度松前町水道事業会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第35	議案第32号	令和7年度松前町下水道事業会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第36	研修報告		

午前9時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第1回松前町議会定例会を開会します。

町長より招集の挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、令和7年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、誠にありがとうございました。

本議会におきましては、令和7年度一般会計当初予算案を含め、当面する町政の諸案件について御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、令和6年11月から令和7年1月まで実施した松前町国体記念ホッケー公園のクラブハウス整備に向けたふるさと納税型クラウドファンディングは、目標金額の100万円に対し、集まった寄附額は約380万円と目標額を大きく上回る結果となりました。町内及び全国の皆様からの温かい御支援に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。今後は、未来のホッケー選手を育むため、また地域の健康増進の活動拠点とするため、クラブハウスの整備を進めてまいります。

今年度、公益社団法人日本ホッケー協会の100周年事業として、第2期ホッケータウン認定の公募がありました。このホッケータウン認定の趣旨は、ホッケーの普及振興を行う市区町村と日本ホッケー協会がタッグを組み、ホッケーの普及促進のみならず、ホッケーを通じた地域の活性化を共に行い、さらなる発展を目指すものです。ホッケーのまちづくりを進める本町は、この趣旨に賛同し、認定申請書を提出していたところ、このたびホッケータウンに認定され、今年18日に松前町役場で認定証交付式が行われる予定となっております。

日本ホッケー協会が認定しているホッケータウンは、本町を含めて全国で25か所あり、また認定の特典として「日本ホッケー協会公式ホッケータウン松前」の呼称権や、ホッケータウン認定ロゴの使用権を持つことができるほか、松前の資産とホッケーをデザインで表現した特別ビジュアルを作成してもらい、このビジュアルを日本ホッケー協会が主催する全国大会などに掲出することで本町を広くPRすることができます。

ホッケータウンに認定されることは、とても名誉なことであり、ホッケーの聖地・松前に一歩近づけたのではないかと感じているところでございます。これからも引き続きホッケーの普及促進に取り組み、日本ホッケー協会とも連携しながら、ホッケーのまちづくりの新しいステージに進んでまいりたいと考えております。

本定例会には、報告案件2件、条例案件16件、予算案件11件、その他議決を求めるもの3件、合わせて32件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由

の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 挨拶が終わりました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

10番影岡俊範議員、11番稲田輝宏議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月21日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月19日までの17日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの17日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下、関係者の出席を求めましたので御報告します。

次に、お手元に配付しています諸般の報告のうち、主なものを御報告します。

まず、行政視察等の実施状況について申し上げます。

1月16日から17日、議会運営委員会が兵庫県西脇市において、1月22日から23日、文教厚生常任委員会が奈良県川西町と天理市において、1月27日から28日、総務産業建設常任委員会が宮城県多賀城市において、それぞれ視察研修を行いました。

なお、詳細については、日程第36の研修報告で各委員長に報告をしていただきます。

次に、監査委員より、12月から2月に実施した例月現金出納検査の結果について、収納・支払に伴う会計手続は正確に行われ、残高も一致し、確実に保管されていることを確

認した旨の報告がありました。

また、令和6年度定例監査の結果について、適正に処理されていると認められたとの報告並びに指摘要望事項の報告を受けました。

そのほか、2月1日に議会だより124号の発行、2月16日には町民との意見交換を行うための議会報告・意見交換会を開催いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

**日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（R6-8雨対第1号-1筒井地区
雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結）（上程、報告、
質疑）**

○議長（住田英次） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について（R6-8雨対第1号-1筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、議案書の5ページをお開きください。

報告第1号について報告いたします。

R6-8雨対第1号-1筒井地区雨水貯留施設整備工事について、契約金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第2号として6ページのとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせます。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 報告第1号について補足して説明を申し上げます。

議案書5ページ、参考資料5ページとなります。

参考資料より説明させていただきます。

施工場所は伊予郡松前町大字筒井です。当初契約年月日は令和6年8月8日、変更契約日は令和7年2月12日で、当初請負金額18億2,655万円から変更請負金額18億3,074万7,000円と、419万7,000円増額したものです。

変更の概要といたしまして、重機足場の基板の強度を確保するために行う浅層改良に必要な固化剤の添加量を現地試料により配合設計を行い算定した結果、当初数量の標準添加量では必要な強度に至らないことが判明したことより、施工時の地盤崩落等の事故を防ぐために必要な添加量に変更したものです。6ページに改良箇所の平面図、7ページに断面図を添付してあります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

~~~~~

**日程第5 報告第2号 専決処分の報告について(松前幼稚園園舎増築及び改修建築  
主体工事変更請負契約の締結)(上程、報告、質疑)**

○議長(住田英次) 日程第5、報告第2号専決処分の報告について(松前幼稚園園舎増築及び改修建築主体工事変更請負契約の締結)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の7ページをお開きください。

報告第2号について報告いたします。

松前幼稚園園舎増築及び改修建築主体工事について、契約金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第3号として8ページのとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせます。

○議長(住田英次) 永井会計課技監。

○会計課技監(永井 仁) 報告第2号について補足して説明を申し上げます。

議案書7ページ、参考資料9ページとなります。

参考資料より説明させていただきます。

施工場所は伊予郡松前町大字北黒田です。当初契約日は令和6年8月8日、変更契約日は令和7年2月12日で、当初請負金額1億7,358万円から変更請負金額1億7,565万8,000円と、207万8,000円増額したものです。

変更の概要といたしまして、園舎2階廊下のサッシ改修において、部分解体を行ったところ、下地の鉄骨が著しく腐食しており危険な状態であることから、全面撤去しサッシ及び壁、屋根ひさしを新設としたためです。10ページに平面図、11ページに断面図を添付してあります。12ページに腐食箇所の写真を添付してあります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前9時43分 休憩

午前9時44分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第6 議案第3号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例（上程、提案理由
説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第6、議案第3号松前町事務分掌条例の一部を改正する条例を
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の9ページをお開きください。

議案第3号について提案理由を申し上げます。

業務執行の効率化を図るため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願
いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第3号について補足して説明をいたします。

議案書は9ページですが、参考資料で説明いたします。

参考資料13ページを御準備ください。

この条例は、業務執行の効率を図る上で必要な組織改正を行うため、所要の改正を行う
ものです。

改正の内容ですが、条例改正の内容を御覧ください。

シティプロモーションに係る業務を一元的に管理執行するため、現在産業建設部産業課
が所掌する観光及び国際交流に関する業務を総務部財政課へ移管するものです。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第4号 松前町個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第7、議案第4号松前町個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書11ページをお開きください。

議案第4号について提案理由を申し上げます。

個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付、ふるさとライブラリーの図書資料の貸出し等について、他に同様のサービスで利便性の高いものが提供されていることから、松前町個人番号カードの利用に関する条例を廃止するほか、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(住田英次) 大川総務部長。

○総務部長(大川康久) それでは、議案第4号について補足して説明いたします。

議案書11ページを御覧ください。

この条例は、従前より個人番号カードを利用して町が独自で提供しているサービスのうち、現在ではより利便性の高い同様のサービスが提供されているものについて、廃止や規定の整備を図るため、改正するものです。

参考資料15ページを御準備ください。

現在、個人番号カードを利用しているサービスは2の利用比較の表にあるとおりであり、今回の改正により、独自利用の欄のサービスについてはコンビニ交付の欄以降のサービスで対応することとなります。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第5号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第8、議案第5号松前町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の15ページをお開きください。

議案第5号について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、楠田監査委員書記に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 楠田監査委員書記。

○監査委員書記(楠田匡志) 失礼いたします。

議案第5号の補足説明をさせていただきます。

今回の改正の趣旨としましては、町長が申し上げたとおり、地方自治法の一部改正に伴いまして条ずれが生じたので、所要の改正を行うものです。

概要としましては、議案書の15ページを御覧ください。

新旧対照表になっております。

条例第3条におきまして、職員の賠償責任に係る規定である地方自治法第243条の2の2を引用していたところ、今回改正法によりまして、当該規定が第243条の2の8に改められたことにより、本条例におきまして、改正法を新たに改めるものでございます。

ちなみに、施行日のほうは、公布日から施行するということになっております。

説明は以上です。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第5号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第9、議案第6号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の17ページをお開きください。

議案第6号について提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることに伴い、正規の勤務時間以外の勤務をさせてはならない職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するため、及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第6号について補足して説明をいたします。

議案書は17ページからですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料19ページを御準備ください。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律により、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることに伴い、所要の改正を

行うものです。

改正の内容については、2の改正の概要を御覧ください。

まず、(1)のとおり、請求に基づき、正規勤務時間以外の勤務をさせることができない職員の要件を、現行の3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員へ拡大します。

次に、(2)のとおり、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知等が義務づけられることから、対象となる職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等を周知し、制度利用の意向確認の実施や、40歳に到達した職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等の情報提供を行うほか、介護に関する研修等の開催、相談窓口の設置等の措置を行うものです。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第6号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第7号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第10、議案第7号町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書21ページをお開きください。

議案第7号について提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況に鑑み、財政基盤の安定化に取り組む必要があることから、特別職の給料減額措置を1年延長するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願

いたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第7号について補足して説明をいたします。

議案書21ページを御覧ください。

今回の改正は、財政基盤の安定化を進めるに当たり、現在実施している特別職の給料月額
の減額措置が令和7年3月31日をもって効力を失うことから、さらに1年間延長するた
め、改正するものです。

この条例は、公布の日から施行することとし、令和8年3月31日限りでその効力を失う
ものとします。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任
委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第8号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正  
する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産  
業建設））

○議長（住田英次） 日程第11、議案第8号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の23ページをお開きください。

議案第8号について提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、給料月額の改定、配偶者の扶養手当の  
廃止及び子に係る扶養手当の増額その他の社会と公務の変化に応じた給与制度を整備する  
ため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願

いたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第8号について補足して説明いたします。

議案書は23ページからですが、参考資料で説明いたします。

参考資料21ページを御準備ください。

今回の改正は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、給料月額の変更のほか、扶養手当をはじめとする各種手当の改正を行うため、所要の改正を行うものです。

内容については、2の改正の概要を御覧ください。

まず、給料表の変更では、主任級以上の最低水準を引き上げます。

次に、扶養手当については、配偶者に係る手当を来年度より段階的に廃止し、子に係る手当を来年度より段階的に増資します。

通勤手当については、支給限度額を現行の5万5,000円から15万円に引き上げます。

また、管理職員が平日深夜に勤務した際の特別勤務手当の対象時間について、現行の午前0時から午前5時までの間を午後10時から翌日の午前5時まで拡大するほか、再任用職員に対し住居手当を支給するよう改正します。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第8号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第9号 松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第12、議案第9号松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書47ページをお開きください。

議案第9号について提案理由を申し上げます。

令和7年度から松前町放課後児童クラブの運営業務を民間委託することに伴い、保育所職員等調整額の支給対象職員から放課後児童クラブに勤務する職員を除外するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第9号について補足して説明をいたします。

議案書47ページを御覧ください。

この条例は、令和7年度から松前町放課後児童クラブの運営業務が民間委託となることで、保育所職員等調整額の支給対象施設の変更が発生することから、所要の改正を行うものです。

47ページの改正前の第2条第2号の下線部を削除するほか、下線部に示すとおり、それぞれ改めます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとします。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第9号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第10号 松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第13、議案第10号松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書49ページをお開きください。

議案第10号について提案理由を申し上げます。

職員の特殊勤務手当を改定するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願  
いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第10号について補足して説明いたします。

議案書49ページを御覧ください。

この条例は、職員が災害応急等の業務に従事した際支給する特殊勤務手当を改定するた  
め、所要の改正を行うものです。

49ページの改正後の第2条では、第2号として、災害対策本部が設置された地方公共団  
体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との連絡調整を追加し、第8条では、手当額  
の上限を現行の730円から1,080円へ引き上げるほか、支給に必要な規定について、所要の改  
正を行うこととしています。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任  
委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第11号 松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例（上程、提
案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第14、議案第11号松前町教育施設使用料条例の一部を改正する
条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書51ページをお開きください。

議案第11号について提案理由を申し上げます。

松前総合文化センターの料理実習室を廃止し、第3研修室とするため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、住田教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（住田民章） 議案第11号について補足して御説明をいたします。

議案書51ページを御覧ください。

この条例は、松前総合文化センター3階の料理実習室を廃止し、第3研修室とするため、施設の名称及び使用料を改正するものです。

別表第2中、区分に定める施設の名称を表右側の料理実習室から左側の第3研修室に、また利用時間帯に応じた基本料金を表右側から左側のようにそれぞれ改正することとしています。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第11号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第12号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第15、議案第12号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書53ページをお開きください。

議案第12号について提案理由を申し上げます。

愛媛県知事に与えられた開発行為の許可の権限が松前町長に移譲されることに伴い、その事務に係る手数料を町が徴収することになるため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（住田英次） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） それでは、議案第12号について補足して御説明いたします。

議案書は53ページからですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料25ページを御覧ください。

今回の改正は、愛媛県事務処理の特例に関する条例の改正により、開発行為の許可権限が松前町長に移譲されることに伴い、その事務に係る手数料を町が徴収することとなるため、所要の改正を行うものです。

改正の背景として、この制度は、現在愛媛県を許可権者とし、松前町が許可申請書の進達窓口となっていることから、住民及び業者からの相談を町が対応する事案が多くあり、その都度愛媛県担当者と協議を行うため、許可まで相当な時間を要し、事務が煩雑化する結果となっております。そこで、愛媛県から許可に関する権限を移譲することで事務の煩雑化を解消し、許可に係る時間短縮を図り、住民サービスの向上につなげるものです。

開発行為の許可基準等は、県が定める開発許可制度の手引を準用いたします。

また、今般定める手数料についても、愛媛県と同じ額としております。26ページに面積、用途別の手数料の額を示しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

なお、この条例は令和7年10月1日から施行することとしています。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） お尋ねします。

この土地開発の申請については、長年の松前町の思いがあったわけですが、急に今年になってこの問題が出てきたわけですがけれども、逆に、県のほうへいつ頃からこのお願いをしておったのか、そしてまた、この範囲が手数料条例というふうなことになっておりますけれども、実は開発という大事なことを松前町でできると。この近辺では、伊予市とか松山

市はありますが、町の中では松前町が1番だと思っんですけども、そのあたりの経緯を、経過を教えてください。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ただいまの御質問に対して回答いたします。

県との協議を行い始めましたのは、昨年から徐々に具体化に向けての協議を進めてまいりました。

加藤議員がおっしゃられたように、この開発許可権限というのは、愛媛県で町が持つのは初めてのことでございます。

施行日にありますように、10月1日に準備完了するように、これからも県と連携して開発許可権限の移譲を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） ありがとうございます。

町内の、開発をしようという方はこれを待ち望んでおりますので、ぜひともスムーズな開発ができるような進行をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第12号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第13号 松前町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第16、議案第13号松前町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の59ページをお開きください。

議案第13号について提案理由を申し上げます。

令和7年4月から松前町立認定こども園まさき幼稚園の給食を実施することに伴い、所

要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、住田教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（住田民章） 議案第13号について補足して御説明いたします。

議案書の59ページを御覧ください。

この条例は、令和7年4月から学校給食センターによる松前町立認定こども園まさき幼稚園の給食を実施することに伴い、所要の改正を行うものです。

第1条の目的について、松前町立認定こども園まさき幼稚園の給食を実施するためを加えることとしています。

表右側の、改正前の条例第6条の規定については、学校給食法第11条で同じ内容が規定されており、条例で定める必要がないことから、今回の改正に合わせて削除することとしています。また、第6条の削除に伴い、第7条を第6条に繰り上げ、同条に委任の見出しを加え、条文を表左側の改正後のように適正に改めることとしています。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第17 議案第14号 松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第17、議案第14号松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書61ページをお開きください。

議案第14号について提案理由を申し上げます。

松前総合文化センター及び松前公園について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、公共施設等運営事業を実施するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、住田教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（住田民章） 議案第14号について補足して御説明をいたします。

議案書61ページ、参考資料27ページでございます。

議案書のほうで御説明を申し上げます。

この条例は、松前総合文化センター及び松前公園について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、以下、省略して、この法律を民間資金法と申し上げますが、この法律に基づき選定した公共施設等運営権者が運営を行う公共施設等運営事業を実施するため、関係する4つの条例について、所要の改正を行うものです。

第1条で、松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を行います。

公共施設等運営権者が施設等の運営等を行うに当たり、指定管理者制度との併用が想定されることから、公共施設等運営権者と指定管理者の業務が重複しないようにするため、第13条の指定管理者が行う業務の範囲についてただし書を加え、民間資金法に基づき、公共施設等運営権を設定する場合は第3号の利用の許可等に関する業務に限ることとしています。

次の62ページにかけまして、改正前の条例第15条第1項及び第2項の利用料金の取扱いに関する規定については、地方自治法で同様の内容が規定をされており、条例で定める必要がないことから、今回の改正に合わせて削除することとしています。

また、公共施設等運営事業を実施するために必要となる規定について、左側ですが、改正後の条例第21条で公共施設等運営権の設定について、第22条で公共施設等運営権に関する実施方針の策定について、次の63ページにかけまして、第23条で民間事業者の選定の手続について、第24条で運営権者による運営等の基準について、第25条で運営権者による業務の範囲について、64ページにかけまして、第26条で運営権者が収受する利用料金の額について、第27条で運営権者に対する利用料金の納付について、第28条で第11条で規定する文化センター運営委員会設置の適用除外についてそれぞれ定めることとしています。

次に、第2条で松前町都市公園条例の一部改正を行います。

第17条第1項の指定管理者が行う業務の範囲について、65ページにかけまして、先ほどの第1条の改正と同様に、公共施設等運営権を設定する場合は第3号の利用の許可等に関

する業務に限ることとしています。

改正前の条例第18条第1項の利用料金の取扱いに関する規定についても、第1条の改正と同様に、法律で同様の内容が規定されていることから、削除することとしています。

次の66ページを御覧ください。

公共施設等運営事業を実施するため必要となる規定について、改正後の条例第23条で公共施設等運営権の設定について、第24条で公共施設等運営権に関する実施方針の策定について、次の67ページにかけて、第25条で民間事業者の選定の手続について、第26条で運営権者による運営等の基準について、第27条で運営権者の業務の範囲について、第28条で運営権者が収受する利用料金についてそれぞれ定めることとしています。

68ページを御覧ください。

第3条で松前町情報公開条例の一部改正を行います。

公共施設等運営権者が、条例の趣旨にのっとり、業務の情報に係る情報公開を行うため、新たに第26条の3として、第1項で、公共施設等運営権者は、条例の趣旨にのっとり、保有する公共施設等の運営等に関する業務に係る情報の公開に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとし、第2項で、実施機関は公共施設等運営権者に対し情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとすることとしています。

次に、第4条で松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正を行います。

次の69ページにかけて、公共施設等運営権者に対して施設の利用を許可する権限を与えることができないこと、またふるさとライブラリーについては収益施設でないため公共施設等運営権を設定できないことから、公共施設等運営権者として選定された者を指定管理者の候補者として選定できるようにするため、新たに第5条第3項として、民間資金法の規定により、公募の方法で選定した者と指定管理者を同一の者とするにより、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められる場合は、公募によらず、その者を指定管理者の候補として選定することができることとしています。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ちょっとお聞きしたいんですけど、指定管理から大きくハンドルを切って、民間の資金を借りて、知恵を借りてというか、やっていくんで、まだまだ行政としても100%確立してないもので、今後まだまだ余地はあると思うんですけど、試行

錯誤する。それと、ちょっとここを聞きたいんですが、条例改正してますよね。で、これ、民間資金法で民間がお金を出すんですよ。契約期間というんが全然ないんですよ。今までの指定管理、5年間でということでやりよったんやけど、お金使って5年でさようならと言うたら、まずまずあれなんよね、元がもってこん。そんなんで公募があるんかどうかわらん、やっぱ期間も10年にするとか、長期にせんと、民間に資金出してくれ、その代わり5年間ですよと言うたら、それを5年で回収せないかんけん、利用も高なってくると思うんですよ。そういうところも精査したり、話の上では出とんかどうか、ちょっとお聞かせくださいや。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） ただいまの村井議員さんからの御質問にお答えします。

この契約期間につきましては、PFIを導入した場合はおおむね10年程度を予定しております。今御質問のあった民間資金を導入していただくことになるかもしれないんですが、これは、また今後の民間事業者さんのほうとの協議で決定はしていきますが、そういった場合、やはりどうしても民間事業者さんのほうは、回収するのに5年ではちょっとやっぱり期間が短い、我々行政としても、5年という契約よりも10年、ちょっと長期のスパンにして、行政の持ち出しのお金の平準化というのも10年ということにすれば効率よくできるかなといったところもございまして、ここらを民間事業者の方と来年度協議をして、一応公募して協議した上で契約をしていくという形を予定しております。

以上です。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、今の条例改正しよんやけど、この条例に契約期間の文言なんかは入れんでええん。プロポーザルか何かやらいね。そんときに、そういう説明というんか、文書に書くんか、この条例改正には、もうそれは別に入れんでええんですよということで、考えは10年ぐらい長期でやってもらわんと元も子も取れんということで、そういうふうな説明をそんときにするのか、この条例に差し込んでやるんか、お聞かせくださいや。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理の今現在の公募をする際も、一応募集する際の仕様書のほうに、契約期間は5年間という形で表記してやっております。PFIの場合も同様に公募の際に契約期間をおおむね10年というような形で公募をするようにしようかと考えているところでございます。

（12番村井慶太郎議員「はい、分かりました」の声あり）

○議長（住田英次） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第14号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第18 議案第15号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(住田英次) 日程第18、議案第15号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書71ページをお開きください。

議案第15号について提案理由を申し上げます。

愛媛県の中学校・小学校教育職員給料表に準じ教育参与の報酬月額を増額するため、及び町長の附属機関として松前町PFI事業者選定委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、住田教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(住田民章) 議案第15号について補足して御説明をいたします。

議案書71ページ、参考資料は29ページでございます。

議案書のほうで御説明をいたします。

この条例は、教育委員会に勤務する教育参与の報酬月額を県中学校・小学校教育職員給料表に準じた額を増額をするため、並びに町長の附属機関として民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、公共施設等の整備等を民間の資金や能力を活用して効率的かつ効果的に行う特定事業を実施する民間事業者及び指定管理者の選定について必要な事項の審査を行う松前町PFI事業者選定委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

第1条で、松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、別表中、機関名49教育参与の報酬を月額24万円から月額28万円に増額することとしています。

また、機関名として、新たに63松前町PFI事業者選定委員会を加え、委員報酬を月額7,400円とすることにしています。

第2条で、松前町執行機関の附属機関設置条例について、別表中、附属機関として新たに松前町PFI事業者選定委員会を加え、担任する事項を特定事業を実施する民間事業者の選定についての意見の答申に関する事項、構成員の定数を5人とすることにしています。

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第15号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第19 議案第16号 松前町子ども家庭センターの設置及び管理に関する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第19、議案第16号松前町子ども家庭センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書73ページをお開きください。

議案第16号について提案理由を申し上げます。

子育て世代包括支援センターを児童福祉法に規定するこども家庭センターに位置づけ、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第16号について補足して御説明いたします。

議案書は73ページ、参考資料は31ページをお願いします。

本議案は、松前町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例を全部改正して、松前町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例とするものです。

条例改正に至った理由は、参考資料2に記載しておりますとおり、国が児童福祉法等の一部を改正し、母子保健と児童福祉の両面から一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置を市町村に対して努力義務としたことによるものです。

こども家庭センターで行う業務は、条例第3条に規定しているとおりです。

また、こども家庭センターの位置や開所時間、閉所日は、これまでの子育て世代包括支援センターと同様です。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第20 議案第17号 松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第20、議案第17号松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書75ページをお開きください。

議案第17号について提案理由を申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） それでは、議案第17号について補足して御説明いたします。

議案書75ページを御覧ください。

今回の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行により、町条例の運用するところの所要の改正を行うものです。

改正の内容は、議案書75ページ、当該条例の園路及び広場に関する事柄で、表の右、改正前の第4条第6号中の下線部、第21条第2項第1号の条項を、条ずれにより、表の左、改正後は第22条第2項第1号に改めます。

なお、この条例は令和7年6月1日から施行することとしています。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第17号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第21 議案第18号 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事

並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第21、議案第18号松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書77ページをお開きください。

議案第18号について提案理由を申し上げます。

水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められることに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、渡部公営企業部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） それでは、議案第18号について補足して御説明いたします。

議案書は77ページからですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料35ページを御覧ください。

今回の改正は、関係省令の整備により、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の背景としまして、水道整備、管理行政に携わる技術職員数の減少に伴い、法令で配置が定められている布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっている現状に鑑み、資格要件の見直しが行われたものです。

改正の概要につきまして、布設工事監督者の資格要件の見直しとして、学歴及び学科要件に機械工学科、電気工学科またはこれに相当する課程を追加いたします。

また、水道に関する技術上の実務従事経験年数の見直しを行います。

次に、水道技術管理者の資格要件の見直しとして、水道に関する技術上の実務従事経験年数の見直しを行います。

参考資料36ページに布設工事監督者の資格要件の比較表を、37ページに水道技術管理者の資格要件の比較表をつけておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第18号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第22 議案第19号 松前町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第22、議案第19号松前町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書83ページをお開きください。

議案第19号について提案理由を申し上げます。

住民の利便性の向上を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、松前町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、渡辺町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○町民課長（渡辺 司） それでは、議案第19号について補足して説明をいたします。

議案書83ページをお願いします。

町内の郵便局を松前町の特定の事務を取り扱う郵便局として指定し、マイナンバーカード関連の事務を委託することで、マイナンバーカードに関する手続が現行の役場窓口以外にも拡大し、住民の利便性が向上することから、郵便局指定に関して議決を求めるものです。

指定する郵便局は、松前郵便局、松前北黒田郵便局、岡田郵便局及び北伊予郵便局となります。

取扱事務については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第6号から第9号までに掲げる事務とし、指定期間は令和7年5月1日から令和8

年3月31日までとします。ただし、双方いずれもが事務の取扱を廃止する旨の意思表示をしないときは、さらに1年間延長することとし、以後も同様とします。

詳細につきましては、参考資料39ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第19号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第23 議案第20号 土地改良事業の施行について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（住田英次） 日程第23、議案第20号土地改良事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書85ページをお開きください。

議案第20号について提案理由を申し上げます。

土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、大政まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。

それでは、議案第20号について補足説明いたします。

議案書の85ページを御覧ください。

令和7年度の町営土地改良事業として、徳丸地区かんがい排水事業を予定しております。

本地区は、松前町東部に位置し、水稻を中心に、麦や野菜の栽培も盛んに取り組んでお

ります。しかし、地区の重要な用水源である揚水施設は、ポンプ本体や制御盤の耐用年数が超過し、老朽化により、安定した農業用水の供給が困難な状態で、維持管理にも多大な労力を要していることから、早急な対応が必要となっております。このため、揚水施設を整備することにより、農業用水を安定的に供給するとともに、維持管理労力の軽減を図るものです。事業費は1,200万円を予定しております。

参考資料の41ページに事業箇所及び受益地を示しておりますので、御参照ください。

以上で議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第24 議案第21号 第5次松前町総合計画基本計画の変更について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第24、議案第21号第5次松前町総合計画基本計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書87ページをお開きください。

議案第21号について提案理由を申し上げます。

松前町議会基本条例第17条第1号の規定により、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） それでは、議案第21号について補足して説明いたします。

第5次松前町総合計画につきましては、令和2年度からスタートしまして、令和11年度までの10年間の計画となっております。基本構想の期間は10年間ですが、基本計画につきましては、5年目に見直しを行うこととしており、今年度が5年目となることから、基本

計画の見直しを行ったものです。

見直しの過程につきまして、参考資料で説明いたしますので、参考資料の110ページをお願いします。

右側の計画の見直しの経緯について御説明します。

昨年の2月の議員全員協議会において、令和6年度中に計画の見直しを行うことを御説明した後、町民の皆さんの声や意見をお伺いするために5月から町民アンケートを実施し、6月には学生を対象としたアンケートも行いました。アンケート調査と並行して、町の内部におきましては、中間評価ということで、これまでの取組について現状や課題、考え方の整理を行いました。8月の議員全員協議会では、アンケートと中間評価の結果と、それらを踏まえての今後の方向性を御説明し、9月に1回目の総合計画審議会を行いました。10月の議員全員協議会では、今回の見直し作業において、変更する部分とその理由について御説明し、11月に2回目の総合計画審議会を行いました。そして、12月の議員全員協議会において、パブリックコメント前の最終案について御説明し、1月から1か月間パブリックコメントを行い、その結果とパブコメによる御意見を踏まえた最終案について、2月の議員全員協議会で御説明をいたしました。

以上のような過程を経まして、基本計画の見直しを行ったものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第21号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第25 議案第22号 令和6年度松前町一般会計補正予算（第8号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第26 議案第23号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第27 議案第24号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決

算) )

日程第28 議案第25号 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第29 議案第26号 令和6年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(住田英次) 日程第25、議案第22号令和6年度松前町一般会計補正予算第8号、日程第26、議案第23号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第27、議案第24号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第28、議案第25号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第29、議案第26号令和6年度松前町水道事業会計補正予算第2号の5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) それでは、補正予算の議案書をお開きください。

議案第22号から議案第26号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したため、議会の議決を求めるものです。

補正予算の議案書5ページをお開きください。

議案第22号令和6年度松前町一般会計補正予算第8号は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億9,612万4,000円を追加し、総額を150億1,468万2,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項につきましては、参考資料により説明をさせていただきます。

参考資料の113ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、防災・減災の促進のため、県の国近川及び長尾谷川の洪水浸水想定区域の指定を受けて、同区域の浸水ハザードマップを作成いたします。

また、災害時における食料やトイレの確保・供給に係る環境整備のため、災害時応援協定を締結する事業者が購入するキッチンカー及びトイレカーの購入費用の一部を補助します。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりです。

障がい者支援の充実では、障がい者に対する医療費が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加し、障がい者の自立と社会参加を促進します。

子育て支援の充実では、児童に対する保育委託料、教育・保育給付費及び子どもを持ちたい夫婦を支援するための不妊治療に対する補助金が当初の見込みを上回るため、不足す

る経費を追加いたします。

健康づくりの推進では、生活習慣病等の疾病の早期発見や重症化予防を目的として実施している総合健診について、受診者が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加いたします。

また、公衆衛生の向上と増進のために実施する予防接種について、帯状疱疹ワクチンが令和7年4月から定期予防接種化されることに伴い、個別に周知するための経費を追加いたします。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、生涯学習の推進とスポーツの振興のため、指定管理者を指定して管理運営をしている松前総合文化センターと松前公園について、電気料金の高騰に対する経費の補填を行うほか、松前総合文化センターについては、中規模改修に伴う休業時の収入減少分等についても補填を行うため、必要となる経費を追加しております。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、上水道の整備のため、水道事業に対して(仮称)松前町浄水場の整備のための出資を行います。

そのほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業などに対する国費の精算に伴う償還金を追加計上したほか、確定した不用額の減額補正を行っております。

なお、補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が2億506万2,000円の増、一般財源が2億9,106万2,000円の増となっております。

続きまして、補正予算の議案書35ページをお開きください。

議案第23号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,286万6,000円を追加し、総額を30億8,579万3,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の議案書47ページをお開きください。

議案第24号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,116万1,000円を減額し、総額を5億9,100万3,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の議案書59ページをお開きください。

議案第25号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,804万円を追加し、総額を30億8,391万5,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の議案書75ページをお開きください。

議案第26号令和6年度松前町水道事業会計補正予算第2号は、資本的収入及び支出において、既定の収入支出の予定額にそれぞれ1億6,000万円を追加するものでございます。

以上が各会計の補正予算の概要でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第22号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第22号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第23号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第23号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第24号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第25号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第25号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第26号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第26号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第30 議案第27号 令和7年度松前町一般会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第31 議案第28号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第32 議案第29号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第33 議案第30号 令和7年度松前町介護保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第34 議案第31号 令和7年度松前町水道事業会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第35 議案第32号 令和7年度松前町下水道事業会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(住田英次) 日程第30、議案第27号令和7年度松前町一般会計予算、日程第31、議案第28号令和7年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第32、議案第29号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第33、議案第30号令和7年度松前町介護保険特別会計予算、日程第34、議案第31号令和7年度松前町水道事業会計予算、日程第35、議案第32号令和7年度松前町下水道事業会計予算の6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 当初予算の議案書をお開きください。

議案第27号から議案第32号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

議案第27号から議案第30号までは地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第31号及び議案第32号は地方公営企業法第24条第2項の規定により、予算を調製したため、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、当初予算の議案書の3ページをお開きください。

議案第27号令和7年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ145億818万1,000円と定めるものです。

参考資料の135ページをお開きください。

内閣府が公表した1月の月例経済報告では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とされ、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」とされる一方で、「欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされており、依然として不透明な状況が続くことが懸念されております。

このような状況の下で、地方公共団体が住民の要請に応え、その役割を適切に果たしていくためには、社会情勢の変化等を十分に見定めた上で、事業の目的や必要性等を検証し、時代に即した住民サービスの最適化を図っていく必要があります。

松前町の令和7年度予算の歳入については、主要をなす税収において、固定資産税の減収が見込まれるものの、法人町民税が増収する見込みであり、町税全体で9,781万8,000円増額をしております。

また、堅調な伸びを示しているふるさと納税寄附金については、4,600万円増額をしております。

歳出につきましては、令和6年度に引き続き、社会保障関係費が増額しているほか、筒井地区の雨水貯留施設整備や塩屋地区の排水機場整備などの大規模な建設事業の実施、地方公共団体情報システムの標準化・共通化への移行、小中学校の学校給食費の無償化とGIGAスクールタブレットの一括更新などにより、歳出全体で16億9,904万3,000円を増額しております。

このように厳しい財政状況ではございますが、新たな歳入の確保や既存事業の廃止・見直しに取り組むことで、限られた財源を真に必要な事業に再配分し、総合計画に掲げる「生きる喜びあふれるまちまき」を着実に推進することができるよう編成をいたしました。

以下、主要事業につきまして、5つの基本政策と関連させながら御説明をさせていただきます。

1点目は、安全・安心な生活環境づくりでございます。

まず、第2分団、第3分団及び第5分団消防詰所の建設に向けた準備など、消防団活動の拠点整備を進めるほか、小型動力ポンプ積載車などの更新を行い、消防団設備の充実強化を図ってまいります。

次に、防災・減災の促進のため、デジタル防災行政無線屋外子局を増設するほか、災害用備蓄品の整備と町内各所の避難所への分散備蓄、地域や組織での防災活動の中核となる防災士の養成にも引き続き取り組み、地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、地震対策として、家具等の転倒による被害軽減を図るため、家具等の固定器具の購入・設置費用の一部を補助いたします。

次に、浸水被害の軽減を図るため、筒井地区の雨水対策として貯留施設の整備工事を進めるほか、塩屋地区の雨水対策として排水機場整備の建設工事を行います。

次に、防犯・交通安全の充実のため、運転免許自主返納者のうち希望する方に対して公共交通機関の乗車券等を交付し、高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を整備することにより、高齢運転者による交通事故の抑制を図ってまいります。

次に、循環型社会形成の推進のために、ごみの収集、運搬、処理を適正に実施しながら、指定ごみ袋の利用や分別を徹底するとともに、リサイクルの推進により資源の再利用を図り、ごみの減量化を促進してまいります。

また、伊予地区清掃センターにつきましては、運営に係る費用のほかに、松山市へのごみ処理委託に必要な費用を負担いたします。

次に、コミュニティの育成のため、上高柳自治会が実施する集会所建築に要する費用の一部を補助するほか、町内5地区が実施する各地域の集会所の整備に係る費用の一部についても補助することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

2点目は、笑顔で暮らせる健康づくりでございます。

まず、地域福祉の充実を図るため、令和6年度に実施したアンケート調査、住民座談会等の結果を基に、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者支援や地域共生の取組などを含めた福祉全般に関する計画として、地域福祉計画を策定いたします。

また、福祉事業における連携や事務の効率化を図るため、総合福祉施設である福祉センターについて、引き続き社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行うとともに、社会福祉協議会に対する運営補助を行い、官民が連携、協力することで地域福祉の増進を図ってまいります。

また、成年後見制度の後見や保佐等の業務を適正に行うことができる人材を養成するため、後見人養成研修を新たに開催いたします。

次に、高齢者支援の充実のため、これまで75歳以上の高齢者を対象としていた行政区が行う敬老事業に対する補助について、補助の対象となる年齢を70歳以上に拡大するとともに

に、老人クラブ及び高齢者入所施設が行う敬老事業につきましても、補助金を交付することにより、敬老に対する関心と理解の増進を図ってまいります。

また、在宅で生活する65歳以上の難聴の高齢者を対象に、補聴器購入費用の一部を補助する制度を新たに設けてまいります。

そのほか、町内の特別養護老人ホームが行う多床室のプライバシー保護のための改修工事に対しまして、補助金を交付することにより、利用者の居住環境の質の向上を図ってまいります。

次に、障がい者支援の充実のため、障がいの除去、軽減に必要な医療の給付を行うとともに、障がい者や障がい児が社会の一員として生活が送れるよう、自立支援給付などの事業を行うほか、重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進のため、医療費の自己負担分を助成いたします。

次に、子育て支援の充実のため、第2子以降の保育料無償化を引き続き実施することにより、子どもを生き育てやすい環境の整備を推進してまいります。

また、待機児童の解消のため、保育士の登録サイトに登録している保育士に直接アプローチを行うことにより、公立保育所の保育士の確保に努めてまいります。

また、出生数を向上させるため、愛媛県との連携事業として、出産世帯に対する応援補助金、奨学金返還支援補助金、不妊検査費、不妊治療における先進医療費に対する補助金の交付を引き続き実施するとともに、遺伝性難病の早期発見と早期治療につなげるため、拡大新生児スクリーニング検査費の助成を新たに開始いたします。

また、ヤングケアラーを早期に把握し、具体的な支援につなげるため、町内の学校を訪問し、調査、把握に努めるほか、関係機関を対象に研修を行うことにより、ヤングケアラー支援に関する理解促進を図ってまいります。

そのほか、子ども医療費助成につきましては、引き続き助成対象となる子どもを18歳の年度末までとし、実施をいたします。

次に、生活習慣病の早期発見と重症化を防ぐため、健康診査やがん検診の受診を促進するほか、肝がん予防のため、令和7年度から肝炎検査の無料対象者を拡大します。

また、健康づくりの推進のため、生活習慣病予防に関する健康教育や健康相談を実施し、町民の皆様が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援するほか、こころの健康相談や、小・中学生及び教員を対象に、SOSの出し方、受け止め方に関する教室を開催することにより、心の健康について普及啓発を行い、自殺対策を推進してまいります。

また、出産後の育児不安や体調不安を解消するため、産後12か月以内の母親及び乳児で家族等から十分な支援を受けることができない人を対象に、心身のケアや育児相談、育児指導等を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりにも努めてまいります。

また、公衆衛生の向上と増進のため実施する予防接種につきましては、令和7年度から

帯状疱疹ワクチンが新たに定期予防接種化されることに伴い、対象者の接種に係る費用の一部を負担いたします。

次に、社会保障を充実させるため、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対しまして繰出金を支出し、社会保障を担う特別会計の財政基盤の安定化を図ってまいります。

また、マイナンバーカードの普及促進のため、マイナンバーカード関連事務を郵便局に委託し、住民の利便性向上にもつなげてまいります。

3点目は、豊かな心を育む人づくりでございます。

学校教育の充実を図るため、障がいや特性のある児童生徒等の学校生活における安全の確保や円滑な学校生活への適応を図るため、学校生活支援員を配置するほか、特別支援教育指導員を新たに配置し、学校を巡回することで特別支援教育体制の強化を図ってまいります。

また、不登校児童生徒の支援として、令和6年度に松前中学校に設置した校内サポートルーム及び支援員について、令和7年度からは、町内全中学校に拡大することにより不登校対策の拡充を図り、学級に入りづらい生徒が安心して過ごせる環境づくりにも努めてまいります。

また、G I G Aスクールの推進のため、小中学校のG I G Aスクールタブレットを一括更新するほか、学校現場の通信環境の改善を図ってまいります。

また、老朽化した北伊予小学校の長寿命化のための改修工事に向けた設計を行うほか、松前小学校についても長寿命化のための改修工事に向けた事前調査を行います。

また、子どもを持つ保護者の経済的負担を軽減し、教育環境の充実を図るため、町内小中学校の学校給食費無償化を開始いたします。

次に、生涯学習の推進のため、地区公民館を子どもの居場所として、また多世代の交流の場としても活用することができるよう、各地区公民館にW i - F i 設備やeスポーツ資機材を整備いたします。

また、老朽化した文化センターの改修工事を実施するほか、令和8年度以降の運営権者の選定を行います。

次に、スポーツの振興のため、松前町国体記念ホッケー公園内にクラブハウスを新築いたします。

また、8月に開催される第55回全国中学生女子ホッケー選手権大会の運営に必要な経費を負担し、ホッケーを通じたまちづくりを推進してまいります。

4点目は、活力あふれるにぎわいづくりでございます。

まず、農業生産基盤整備の推進のため、老朽化した揚水施設や水路など、土地改良施設の改修を行うことで労力の軽減や維持管理に係る経費を削減します。

また、農業の振興のため、農地の畦畔の除去に対する経費の一部を助成することにより、農地集積・集約化の促進を図り、効率的な土地利用による農業経営の拡大を支援してまいります。

また、水産業の振興のため、水産関係団体が行う種苗放流、まさきみなと祭り及び漁船処分に対して補助金を交付いたします。

次に、商工業の振興では、中小企業振興施策等を検討するための中小企業振興審議会を引き続き開催するほか、新たにオンラインプラットフォームを構築し、中小企業の事業成長を支援いたします。

また、これまで年に1回大規模に開催してきましたまさき町産業まつりにつきまして、開催方法をリニューアルし、季節ごとに工夫を凝らしたイベントを年5回開催する予定としております。

また、観光・交流機能の創出では、松前町の活性化と町民の活力増進を図るための夏祭りにおいて、新たなにぎわいを創出する取組を支援してまいります。

また、松前町観光協会の運営等に要する経費の一部を支援することにより、観光協会の経営力の強化及び実施事業の充実を図り、町の観光・物産の振興を推進してまいります。

そのほか、雇用・就労環境の整備のため、条例に基づき、東レに対しまして工場等設置奨励金を交付してまいります。

5点目は、快適で暮らしやすい基盤づくりでございます。

まず、上・下水道の整備のため、水道事業及び下水道事業に対して繰出金を支出いたします。

また、本村地区の円滑な排水機能を確保するため、排水路の改修工事を行います。

次に、土地の有効利用では、令和8年度に松前町都市計画マスタープランの改定及び松前町立地適正化計画の策定を行うため、令和7年度には、町民アンケート調査の実施など、計画の改定及び策定に向けた準備を進めてまいります。

次に、市街地の整備では、伊予鉄道松前駅前広場の整備に向けて必要となる調査及び北黒田海岸付近の町有地の有効な利活用を検討するための調査を実施します。

住宅施策の推進のため、町が耐震診断技術者を派遣し、耐震診断や設計を行うとともに、所有者が自ら実施した耐震診断、耐震設計、耐震工事及び工事監理に関して費用を助成し、既存の木造住宅の耐震化を促進してまいります。

また、老朽化している改良住宅の外壁及び屋根の改修工事を行います。

そのほか、空家対策を推進するため、特定空家等の認定を行うための詳細調査を実施してまいります。

次に、道路・交通網の充実では、町内を巡回しているコミュニティバスの運行に対して支援するほか、伊予鉄道が導入する環境配慮型郊外電車新型車両について、愛媛県と沿線

市町とで購入費用の一部を補助し、持続可能な地域公共交通網の形成を支援してまいります。

また、道路環境を改善し、交通の安全を確保するため、老朽化が著しい町道につきまして、安全かつ快適に利用ができるよう、計画的に維持管理を行ってまいります。

次に、持続可能な自治体運営では、地方公共団体情報システムの標準化・共通化のため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、基幹業務システムを標準準拠システムへ移行させます。

また、業務効率化を図るため導入したノーコードツールや自治体用チャットツールなどのさらなる活用を進めるとともに、愛媛県及び県内市町と連携し、引き続きチーム愛媛で行政のDXを推進してまいります。

そのほか、町制施行70周年を記念して祝賀式典を実施するほか、続松前町誌の刊行など、各種記念事業を実施してまいります。

以上が令和7年度一般会計予算案の主要事業でございます。

前年度と比較いたしますと、参考資料の142ページの表にございますように、16億9,904万3,000円、13.3%の増となっております。

次に、財源につきましては、一般財源としましては、その根幹をなす町税が44億1,058万3,000円、地方交付税が24億9,000万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから20億152万円を計上しております。

一方、国・県支出金、地方債等の特定財源としましては、56億607万8,000円を充当することとしております。

このほか、厳しい財政状況の中においても、町の活性化や住民サービスの向上等に資することができるよう、職員の創意工夫と発想による新たな予算を伴わないゼロ予算事業を実施いたします。ゼロ予算事業では、様々な分野において、既存の人材や施設を利用するとともに、情報発信・ネットワーク機能を活用して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

当初予算の議案書の93ページをお開きください。

議案第28号令和7年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ29億4,531万7,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、7,986万6,000円、2.6%の減となっております。

続きまして、当初予算の議案書の119ページをお開きください。

議案第29号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5億9,045万円と定めるものでございます。これを前年度と比較いたしますと、270万7,000円、0.5%の減となっております。

続きまして、当初予算の議案書の139ページをお開きください。

議案第30号令和7年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定30億6,141万7,000円、介護サービス事業勘定1,609万6,000円と定めるものでございます。これを前年度と比較いたしますと、保険事業勘定が8,229万3,000円、2.8%の増、介護サービス事業勘定が342万3,000円、17.5%の減となっております。

続きまして、当初予算の議案書の181ページをお開きください。

議案第31号令和7年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入5億3,486万8,000円、収益的支出5億965万6,000円、資本的収入7億5,839万2,000円、資本的支出9億4,407万1,000円と定めるものでございます。これを前年度と比較いたしますと、まず収益的収入9,236万9,000円、20.9%の増、収益的支出6,914万4,000円、15.7%の増、資本的収入17億6,887万4,000円、70%の減、資本的支出17億6,958万4,000円、65.2%の減となっております。

続きまして、当初予算の議案書の214ページをお開きください。

議案第32号令和7年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億7,669万7,000円、収益的支出4億3,879万6,000円、資本的収入2億7,946万円、資本的支出5億3,947万9,000円と定めるものでございます。これを前年度と比較いたしますと、まず収益的収入5,684万6,000円、10.9%の増、収益的支出3,194万8,000円、7.9%の増、次に、資本的収入5,642万6,000円、16.8%の減、資本的支出3,175万4,000円、5.6%の減となっております。

以上が各会計の令和7年度当初予算の概要でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第27号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 13番藤岡でございます。

先ほどもおっしゃられましたように、今回の当初予算は非常に大きな規模だと思うんですけども、これに対して、経常収支比率が非常にがちがちになっている状況がどんどん強くなってきているのではないかなと思うんですが、これに対して何か町に対して急なお金が必要になったとき、そういったときの対策というか、考え方、それに対してはどのようにお考えかお聞きしたかったんですが。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 藤岡議員の質問に対しまして回答をいたします。

経常収支比率でございますが、20年ほど前は、確かに75%から80%が適正と言われる時代もございましたが、社会保障費の増大等に伴い、国のほうの経常収支比率というのも、

その基準に抑えることはもうとてもじゃないけど難しいということで、どの自治体も苦慮をしているところでございます。松前町におきましても、コロナ禍において一時的に減少はしたものの、また増加傾向になってはきております。

今回の予算、確かに総額としては大きく膨らんでおりますけれども、そのためには、歳入のところも随分と職員の皆さんにも協力をいただきまして、特定財源の確保に努めて、財源を確保しているところでございます。経常収支比率としては、予算額が増大していてもそこまでは大きく上がってきていないところでございます。

それから、突発的な対応のお話もございました。それにつきましては、災害の基金や財政調整基金など、各種基金を積み上げておりますので、これまでも継続的に基金などによって突発的な支出が発生した場合には、そちらから対応していくということを考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 大体分かったんですけど、こんなことはないと思うんですけども、多めに財源を取って減額補正でやっていくという、そういう考えはないですよ。そこだけ確認して、予算組みのときに。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） もう少し詳しく教えていただけますか。質問の内容がちょっと……。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 考え方かとは思いますが、予算組みされるときに、予算を多めに取っとけば、後で減額補正すればいいというような感覚での、それはないでしょうねという確認でございます。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） はい、ございません。

○議長（住田英次） ほかに質疑ございませんか。

14番加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 今の藤岡議員の御質問の中で、経常収支比率が75%のお答えもいただいたんですが、私も一般質問で経常収支比率が高いというふうなことを御質問したことがあるんですが、これは昭和42年に、先ほど町長も言われましたように、いろんなことが少ないときの75%。一般の町民の方が、経常収支比率は75%がベースなのに何で今90を超えてるのという疑問を持たれてる方が多いんです。だったら、今町長が言われたように、いろんなことが増えてるんで、現在の経常収支比率がどのぐらいだったら正しいよとか、もう今の状態だとあんまり意味がないと思うんです。経常収支比率とか、いろんな比率がありますが、この分だけが突出して、今常数がおかしくなっているんです。その辺

を変更していくとかというお考えはありませんか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 経常収支比率の適正な推移というのが、今財務省でも出していないという状況でございますので、また関連機関とも連携をしながらお伺いしてみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（住田英次） いいですか。

ほかにございませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 私は、今回、学校給食の無償化に特化してお聞きしたいんですけど、今年度から、新規でさあやっというところなんやけど、一応予算が1億5,000万円ぐらいですかね、取っとなやけど、今現在物価高が続いてますよね。この1億5,000万円の試算というんは、いつ頃、誰がされたんかお伺いしたいんですけど、構わんですか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 令和7年度の児童生徒数に基づいて、1食当たりの金額につきましても、今の物価高騰の分で、その人数に合わせた積算をしております。

（12番村井慶太郎議員「いつしたんでしょうか」の声あり）

（町長田中浩介「令和6年でございます」の声あり）

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございました。

こんなことを言うたらあれかも分からんけど、町長が選挙上がりに、おととしの11月か、そのときに給食費無償化を押し出して町長選で町長になられたときに、ある職員に、1年ちょっと前、一年半ぐらい前かな、1年4か月ぐらい前に、給食費を無料にしたらどれぐらいお金が要るんぞと言うて僕が聞いたときに、2億円もは要らんけど、1億7,000万円ぐらいは必要じゃと言うて聞いとんですよ。ほで、今それは物価高騰になる前ですよ。ほで、今回物価高騰で1億5,000万円の予算が出てきとんやけどね、言うたら、サービスが低下する。ちょいちょいニュースでも言いよるけど、全国的にも無償化をやりよる自治体も多いんで、ニュースでも言いよる、おかずが目刺し1本やったとか。全然サービスが届かん。今、物価高騰で、この1億5,000万円で実際できるんかどうなんか。こんなことを言うたら失礼なんやけど、新規事業じゃけん抑えて出しといて、また補正で出すかなというようなことで、僕は1億5,000万円なんか全然足らんとするんやけど。予算の積算をどういうふうにしたんかどうか知らんけど、町長の選挙上がりに聞いたときに1億7,000万円ぐらい要るんじゃないんかという予想をしとったら、今の物価高で1億5,000万円、それより値下げされて出てきとんで、誰がどんな経緯で積算したんかなとい

うとこで、お聞きしたいなと思うて質問させてもらいよるんですが。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ただいまの質問に対して回答をいたします。

個人的に職員と話した部分については分からないんですけども、恐らく令和5年12月議会における予算決算常任委員会の後の協議会において、こちらから1億7,000万円という額でお伝えをしているというところだと思うんですけども、令和5年度時点で、物価高騰の分も増額で、給食会に対して補助などもして、その額も含んでおった額じゃなかろうかと思うんですけども、令和5年度の給食の食材調達に係る決算見込額が約1億5,500万円で、この中に教職員の1,300万円も含まれておりましたので、それを加味して1億7,000万円ということであったようでございます。今回、令和7年度の当初予算の計上に当たりましては、小中学校の令和7年の実際の人数と、物価高騰の分も加えて、1食当たり、小学校であれば310円、中学校であれば350円という計算で、それに人数を掛けて、日数を掛けて算出しております。ただし、これも令和6年度の状況でございますので、物価高騰というのは、確かに、村井議員がおっしゃられるように、さらに上がる可能性もございます。今のところ、給食の質に関しても、今御質問がありましたけども、栄養基準というのがございます。ここを担保するために、栄養士の方々が日々献立を作って、その栄養基準というのを満たした給食を提供するので、給食の質が下がるということはないと考えております。

よりまして、急激な物価高騰により、もし足らなくなった場合は、また予算措置のお願いをさせていただくこともあろうかと思っておりますけども、現時点としてはこの額で計上させていただいているという次第でございます。

以上でございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） そういうことならそれでええんやけど、僕が一番心配するのは、提供の低下。物価高騰と言うたって、今ものすごいですよ、本当、物価。目に余るもんがある。町長の選挙上がりのときとは、もうまるっきり違う、2倍、3倍になつとるんですよね。米も上がつとる、うん。それで、そんときの試算とほぼほぼ一緒というんもどんなんかなと思うて。心配でね、子どもの食が心配で質問させてもらうんやけど、今町長が言われたように質の低下はないですよということやけん、今後も質の低下はないようにサービスに努めていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（住田英次） ほか、質疑ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第27号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第28号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第28号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第29号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第29号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第30号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第30号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第31号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第31号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第32号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第32号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第36 研修報告

○議長(住田英次) 日程第36、研修報告を行います。

議会運営委員長村井慶太郎議員。

○議会運営委員長(村井慶太郎議員) 去る令和7年1月16日から17日の2日間で、議会運営委員会が兵庫県西脇市議会において、行政視察研修を実施しましたので報告いたします。

研修テーマは、議会改革の取組についてです。

兵庫県西脇市は、兵庫県のほぼ中央部、そして東経135度と北緯35度が交差する日本列島の中心で、日本のへそに位置する人口約3万8,000人、面積約130平方キロメートルの市です。

西脇市議会では、平成20年に議員定数削減について市民からの陳情がきっかけとなり、議員定数調査特別委員会、特に議会改革特別委員会も設置し、平成24年には市議会基本条例が制定され、本町によく似た経緯で改革を実施されており、現在では議会運営委員会で改革全般を統括されておられます。

議会における政策サイクルの導入もされていて、予算審査と決算審査前に議員間討議を行い、質問内容や論点を議論し、理事者との活発な質疑につなげている。また、予算決算

を連動させる政策サイクルの仕組みを確立している。さらに、常任委員会を毎月開催し、タイムリーに審査や課題解決に向けた議論を行うなど、行政評価を実施し、年間を通して特定所管事務調査を徹底している。最終は、報告書を作成し、政策提案へ、また一般質問の成果を常任委員会へ付託し、政策実現へ結びつけているなど、西脇市議会の目指す議会改革とは、議会は議論の広場ということで、市民からの直接寄せられる要望、提案などを広く審議することで、理事者提出議案を審議するだけでなく、市議会でも、年間80回にも及ぶ市民との意見交換会を行ったり、要望、提案、請願、陳情などを聞き、必要なものは一般質問等で行政に質問をすることで議員提出議案の充実を図っておられ、これらも併せて審議することで住民のための行政執行につなげている先進の議会運営でした。

二元代表制を充実させるため、様々な議会活動を実施している見本として、全国から研修先にと週1ペースで視察対応している先進地視察ができてうれしく思います。今後の松前町議会の運営において、役立たせていただきたいと思います。

突然の細かい質問にも、委員長をはじめ、丁寧に対応していただき、あっという間に2時間が過ぎ、もっと時間が欲しいぐらいでした。

終わりに、快く、また丁重に今回の視察研修をお引受けいただきました西脇市議会に感謝を申し上げますとともに、今後の御発展をお祈りし、研修報告といたします。

**○議長（住田英次）** 議会運営委員長の研修報告を終わります。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

**○文教厚生常任委員長（田中周作議員）** 文教厚生常任委員会の研修報告を行います。

去る1月22日、23日、奈良県川西町、天理市において、文教厚生常任委員会視察研修を行いましたので報告いたします。

22日の川西町では、こども家庭センターの設置について研修を行いました。

令和4年6月に施行された改正児童福祉法により、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として子ども家庭センターの設置に努めなければならないと規定されました。この法改正を受け、妊産婦と乳幼児の相談窓口であった母子健康を担う子育て世代包括支援センターと、児童虐待や家庭支援など、児童福祉の相談窓口であった子ども家庭総合支援拠点の二つの機能を統合し、母子保健と児童福祉の専門的な相談、支援を一体的に行うことにより、より包括的で継続的な支援が可能になる子ども家庭センターを、本町でも4月設置に向けて3月定例会の議案にも上程し、鋭意進めている段階です。

そこで、既に設置し、運営している川西町を視察しました。

様々な取組の中で、特徴的なことは次の4点です。

1つ目は、子ども家庭センターを、組織設置ではなく、既存人材による福祉子ども課機能設置により、統括支援員と保健師、社会福祉士といった専門家グループがチームで取り組んでいます。また、川西町は人口が少ないこともあり、全ての妊産婦、乳幼児、子ども

とその保護者を把握しており、相談内容や利用者の状況に応じて必要な情報の提供や助言を行うとともに、実情の把握に努め、迅速かつ適切に情報を共有し、連携を図りながら必要な支援につなげています。特に、児童福祉機能と母子保健機能それぞれで受けた相談内容など全てのケースを月1回実施している合同ケース会議に諮り、支援方針を決定し、切れ目のない支援を行っています。とりわけ、虐待などハイリスクと判断した場合は臨時ケース会議を実施し、早急に情報や意見を共有し合うことで、きめ細やかなサポートプランを作成し、効果的な支援につなげています。

2つ目は、子育て世帯訪問支援事業や母子手帳アプリを活用したオンライン相談など、継続的な支援を行うことで、それぞれの家庭に合ったサポートを行っています。

3つ目は、相談記録や児童虐待ファイルを職員が必要に応じて閲覧できるように完備し、関係機関との円滑な連携を図っています。

4つ目は、職員の人事異動で担当者が替わる場合は、丁寧で思いやりのある引継ぎを行うなど、切れ目のない対応を心がけており、コンパクトな町ならではのつながりを大切にしております。

本町においても、センター設置前から包括支援事業を実施しており、川西町と同様の取組は可能かと思えます。視察を通して学んだことを、担当課職員に情報を提供して意見交換を行うことで認識を共有し、課題を整理しながら、今後の運用の参考になればと思えます。

安心して子育てができるよう、きめ細やかな支援が大切でございます。訪問に加え、アプリやオンライン相談も駆使しながら、とにかく情報共有を徹底し、共通理解をした上で、迅速かつ適切に対応をすることで、子育て支援のさらなる充実を期待いたします。

次に、23日の天理市では、教育現場の負担軽減について研修を行いました。

まず、驚かされたのが、天理市長自ら、疲弊した学校の現状に危機感を抱き、保護者対応の専門窓口設置に至った経緯や現状を90分にわたり熱く語っていただき、市長の本気度がうかがえるあっという間の研修でございました。

近年、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の多忙化が大きな社会問題となっております。学校の働き方改革による労働時間の是正が急務とされております。とりわけ、教員の働き方改革の大きな壁となっているのが保護者対応です。保護者からの過剰な苦情や不当な要求が相次ぎ、教員が本来担うべき子どもへの授業や指導に影響が出ていることが深刻な問題となっております。

こうした状況下で、文部科学省は、過剰な苦情や要求に対応するため、学校問題解決支援コーディネーターを中心とした支援体制の仕組みづくりを進めております。

そのような中、天理市では、行政トップである市長の旗振りの下、教員を保護者対応から完全に切り離し、子どもへの指導へ専任できる環境を整えるなど、全国で初めてとな

る、学校とは異なる行政機関が一元的に保護者対応に当たる専用窓口、子育て応援・相談センターほっとステーションを令和6年4月に開設し、現在に至っております。

校長や園長を経験した退職者らが務める相談員と心理士、加えて、過度な要求や攻撃から教員を守るため、ほっとステーション専属の顧問弁護士もそろえ、状況の整理とアプローチを専門家の視点を交えながらチームで対応するという点、またほっとステーションが橋渡しとなり、市全体で横断的に対応している点も特徴として挙げられます。

保護者を孤立させず、しっかり話を聞いて行政と学校が連携し、まちとして支えていく。保護者の不安や不満の原因は何なのか、中・長期的に安心して過ごせるようになるにはどうしたらよいのか。傾聴とカウンセリングを大切に、行政のチームと学校現場が共有し、一緒になって「こどもまんなか」の視点で見立てを行うことで、子どもや保護者の不安を取り除き、時間をかけて、よりよい根本的な課題解決につなげていることに感銘を受けました。

効果として、専門の相談員や心理士が保護者対応を担当することで、より効果的な対応が可能になり、問題を客観的に捉え、より適切な解決策を見いだすことができます。また、学校への苦情の電話がほとんどなくなったことで、教員の精神的負担が軽減され、現場の先生方の本来優先させなかった授業の準備、内容の充実、子どもとの触れ合いの時間に回すことができるようになりました。加えて、令和6年度の残業時間が大幅に減少しているとともに、教員の休職、離職率が改善され、先生自身の相談もこの窓口で対応することで、深刻にならずにいい方向に向かっていることも成果として挙げられておりました。今では、ほっとステーションは保護者対応の窓口のみでなく、先生のサポートを受ける力の訓練にもなっているのではないかと思います。

いずれにしても、いじめや不登校、また発達特性などに関する難しい諸課題を学校教員に任せるだけでなく、相談の内容が何に起因するのかを専門家を含めたチームで分析し、保護者の気持ちに寄り添いながら子どもの安心を得ることが大切であるということ学びました。そして、教員が保護者対応に関わらなくなるということではなく、「こどもまんなか」の視点を持って、教育と福祉が連携し、足並みをそろえた町ぐるみで子育てを支援していくことの重要性を実感しました。

教員の成り手不足、休職、退職などが大きな問題となる中、本町の現在の教育現場の状況がどうなのか、また子どもたちの抱えている問題、家庭の問題、相談にどう対応しているのか。まずは、教員に対して保護者対応の実態調査を行い、実態を正確に把握すること、そして学校教員が保護者から理不尽なクレームに苦しみ、心労による休職や退職が相次ぐ深刻な状況であれば、天理市と同様の専用窓口を設置し、自治体と教育委員会が支援することが今後重要であると考えます。

教育現場の負担軽減を図ることにより、教員のモチベーションが向上することで、子ど

もたちによりよい教育環境を提供できるようになり、さらなる教育環境の充実につながることを切望いたします。

最後に、視察研修を快く受け入れ、対応していただいた関係各位に深く感謝を申し上げ、研修報告といたします。

令和7年3月3日、文教厚生常任委員会委員長田中周作。

以上です。

○議長（住田英次） 文教厚生常任委員長の研修報告を終わります。

12時になりましたが、続けさせていただきます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る1月27日、28日の日程で、宮城県多賀城市において、総務産業建設常任委員会が防災DXプラットフォームB-o-r-d-e-rについての視察研修を行いましたので御報告いたします。

多賀城市は、1,300年前の奈良時代には陸奥の国の国府があったところで、宮城県の県都仙台市に隣接し、古くから栄えた町です。面積は19.69平方キロで松前町とほぼ同じ、人口は倍の約6万2,000人です。

東日本大震災における被害の状況は、最大震度5強、浸水面積は市域の3分の1の6.62平方キロ、最大浸水深は4.6m、震災時の最大避難者は1万2,000人で備蓄品は全く足りなかったとのことでした。

震災後、支援物資が昼夜を問わず届けられ、需要と供給のミスマッチ、さらには物資の保管場所、荷さばき場所の課題も浮き彫りになったそうです。

この震災を教訓とした物資調達、供給に関する改善点と、コンパクトなまちづくりという共通部分があり、似たようなところを利活用し、課題を乗り越えるという観点で視察に臨みました。

多賀城市は、防災DXプラットフォームB-o-r-d-e-rを全国に先駆けて導入し、備蓄防災DX化に積極的に取り組んでいる先進自治体です。B-o-r-d-e-rを活用することで、平常時における備蓄品管理と災害時の支援物資の要請を一元管理することが可能になり、被災地への迅速かつ適切な支援が実現し、さらに備蓄品の搬入や棚卸しといった附帯作業もB-o-r-d-e-rを利用し、発災時には支援物資を被災地へ素早く届ける体制を整えているとのことでした。

導入前は、①備蓄品の在庫管理については、エクセルで管理をしており、効率的な管理が難しく、国のシステムと連携するためのデータの再加工が必要でした。②備蓄品の搬入、棚卸しについては、賞味期限が近い備蓄品の入替を職員が対応しており、多くの人手を必要とし、運搬時のけがのリスクも伴っていました。③災害発生時の対応については、災害時、どこでどれだけの備蓄品が消費されたのか把握が困難で、災害収束後の使用数の

確認、補填が必要でした。

B-o-r-d-e-rを導入することで、備蓄品管理は、平時、災害時を問わず、備蓄品を適切に管理することができるようになったそうです。特徴としては、市が保有している備蓄品をシステムで一元管理でき、保管場所、消費期限、品目などで分類でき、備蓄品の画像も閲覧可能とのことでした。パソコン、モバイルでの操作可能、災害時は、各避難所での備蓄品の消費状況がリアルタイムで把握可能です。また、協定先企業等への支援物資の要請もシステムから依頼が可能とのことでした。

次に、備蓄品管理は、ほぼ全ての備蓄品にB-o-r-d-e-rの帳票を添付し、備蓄倉庫の拠点であるさんみらい多賀城イベントプラザSTEPに搬出しやすいよう、備蓄品をパレットに載せ、品目ごとに陳列しています。このSTEPは、平時には屋内型スポーツ施設として活用しており、東日本大震災を教訓とした物資調達、供給に関する改善点として、災害時は天候に左右されない物資の荷さばきができる施設として整備されたものです。

B-o-r-d-e-rを使用している自治体は、有償版は多賀城市のみが使用しており、実証実験中が全国で数県あるようです。また、無償版は32都道府県の各市町村になるようです。

導入により、エクセルでの管理と比較し、非常に効率的に備蓄品の管理を行うことができ、初期導入費は0円ですが、使用料は年間約110万円、備蓄品の搬入、搬出、棚卸しに約90万円かかるようです。なお、備蓄品の運搬は、職員がけがをしたことを踏まえて外部委託をしているようです。

また、クラウド型要請サービスであり、そのクラウドも2拠点あり、何か災害があっても対応できるようです。

以上のことから、本町にとっても南海トラフ地震などに備えるため、防災力の強化が求められる中、震災の教訓を行動に移した先進事例であることを心に留め、今後の参考にしたいと思っております。

最後に、視察研修を受け入れ、対応していただいた関係各位に感謝を申し上げ、今回の研修報告といたします。

○議長（住田英次） 総務産業建設常任委員長の研修報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後0時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

3月10日（第2号）

令和7年松前町議会第1回定例会会議録

令和7年3月10日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 重松知之  | 2番 池内邦仁  | 3番 池田幸子   |
| 4番 西村元一  | 5番 渡部恵美  | 6番 曾我部秀司  |
| 7番 住田英次  | 8番 田中周作  | 9番 城村トキ子  |
| 10番 影岡俊範 | 11番 稲田輝宏 | 12番 村井慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑 | 14番 加藤博徳 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

4番 西村元一

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町 長           | 田中浩介 |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 足立一志 |
| 総務部長          | 大川康久 |
| 保健福祉部長        | 早瀬晴美 |
| 産業建設部長        | 渡部博憲 |
| 出納局長          | 仙波晴樹 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 住田民章 |
| 総務課長          | 平村展章 |
| 財政課長          | 田中志延 |
| 税務課長          | 塩梅敬介 |
| 危機管理課長        | 金子裕之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 柏原 正   |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 山田 善仁  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 金子 貴徳  |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 議会事務局長      | 楠 田 匡 志 |
| 議会事務局<br>書記 | 徳 本 敏 子 |

令和7年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.2

|              |            |    |
|--------------|------------|----|
| 令和7年3月10日（月） | 午前9時30分    | 開議 |
| 日程第1         | 会議録署名議員の指名 |    |
| 日程第2         | 一般質問（提出順位） |    |

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告いたします。

4番西村元一議員から欠席届が提出されています。

午前9時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

12番村井慶太郎議員、13番藤岡緑議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡緑でございます。これから私の一般質問を始めたいと思います。

まず、通告書の1番目、第5次松前町総合計画とこれからの年度施策についてということをお願いしたいと思います。

令和2年度から10年かけての基本構想ですが、今年度末で5年間の見直しを終えます。総合計画全体を残り5年でどう仕上げていくのか、今後の予算組みとか施策の考え方についてお聞きしたいと思います。

「生きる喜びあふれるまちまさき」を将来像として、いきいき・きらきら・わいわいのまちにするため、5つの基本施策を掲げ、その展開にSDGsの考え方を踏まえた第5次松前町総合計画は、来年度から後半の5年間を迎えます。いろいろな構想の中で私が一番気がかりになっております件を特に質問していきたいと思います。

前半の5年間には大きな社会経済変動があり、特に少子・高齢化、地方の人口減少が止まりません。松前町も令和11年の総人口の目標を2万8,500人とするなど、人口減少スピードを鈍化させる政策を打ち出し、現時点では3万人前後の微増減で推移しております。

人口減少克服と東京一極集中の是正を目指す地方創生について、共同通信社のアンケート

トによると、自治体の68%はこの10年間の取組の成果が不十分と受け止めています。日本全体で人口減少が止まらない中、外国人労働者の流入、移住者獲得競争が起き、地方からの女性流出も大きな問題となっています。

今回の石破新政権では、地方創生を進め、楽しい日本を実現させ、東京一極集中、都会の独り勝ちに待ったをかける方針を打ち出し、地方行政に対しこれまで以上の予算枠、財源の確保が少し期待できそうですが、どうでしょう。町としても、従来から進めている子育て支援、教育の充実などの少子化対策をさらに推進するとともに、若者の都会への流出に歯止めをかけたいのではないのでしょうか。

特に若い女性たちは、家庭や職場におけるジェンダーギャップが地方においては高いと声を上げて、男性たちよりも地方離れが多いのが現状です。昇進や高収入の道も男性と変わらず求めることができる機会や雇用の場が都会に比べて少ない。また、就労形態の多様化や結婚や出産に対する価値観の変化もあり、地方で若い世代が働きたいと思える職場や産業の創出もこれからますます重要な課題だと思います。

これらに対する施策がこれから人口の急減に歯止めをかけ、地方創生、いきいき・きらきら・わいわいのまちにつながっていくのではないのでしょうか。今後はさらに変化する時代のニーズに応えつつ、より具体的で、若者にも魅力のあるまちづくりとなる施策、予算組みに期待するところですが、町の考えを伺います。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

**○町長（田中浩介）** それでは、若者にとって魅力のあるまちづくりを進めるための今後の考え方についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、共同通信社のアンケートでは、全国の自治体の68%が地方創生の成果は不十分と受け止めているという結果になっていることは私も承知をしているところでございます。特に地方では、家庭や職場におけるジェンダーギャップが依然として高く、性別役割分担の固定観念が女性の流出を促す要因になっているとの指摘があることも承知しており、この点につきましては、働きやすい環境の整備、女性が活躍できる職場の創出、そして家庭や地域における意識改革が必要だと考えております。

こうした状況を踏まえ、本町では、まず子育て支援の強化に取り組み、第2子以降の保育料の無償化や18歳までの医療費の無償化、産後ケアや病児保育の充実など、働く親が安心して子育てできる環境整備に取り組んでいるところでございます。

また、今後は、女性の就業・起業支援として、町内企業と連携して柔軟な勤務形態の導入支援やリモートワークが可能な環境の整備を進め、女性が地域で働き続けやすい仕組みを構築したいと考えているほか、魅力ある雇用の創出に向けて、デジタル技術を活用した新産業の誘致や農業のスマート化を促進するなど、若者にとって魅力的な職場を増やして

いくことも大切だと考えています。

さらに、若者にとって魅力のあるまちづくりとして、スポーツによるまちづくりや海岸のロケーションを生かしたマリンスポーツやアウトドアレジャーによるまちづくりを推進することで、地域資源である海岸を新たな観光資源として活用することも検討していきたいと考えております。特に若者に人気のあるスポーツイベントやアクティビティを導入することで、まち全体の活性化を図るとともに、地域の魅力を発信する場となるような取組を進めていきたいと考えております。

今回の石破新政権では、地方創生を進め、新しい日本を実現する方針が打ち出され、地方への予算枠や財源確保が期待されているところでございます。本町としましては、従来の子育て支援や教育の充実に加え、スポーツや未利用となっている地域資源の活用といった新たな視点を取り入れながら、若者にとって魅力のあるまちづくりを推進していきたいと考えており、これらの取組が「生きる喜びあふれるまち まさき」の実現へとつながることを目指してまいります。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今るるいろんな施策をおっしゃっていただいたんですが、どちらかといいますと若者全体というような感覚でお話があったように思うんですけども、私が特に生産人口と言ったらちょっと語弊があるかもしれないんですけど、大体18歳ぐらいから40歳ぐらいまでの女性の流出がやはり大きいということが問題になってるんじゃないかなということで、特にそのあたりで県のほうでやってるひめボス宣言というところがよく言われるんですけども、ひめボス宣言っていうのは、多分長時間労働の減少とか、それから働き方とか、それから上司の方の考え方とか、そういったところが整ってひめボス宣言ということで、そういう認定を受けたところの企業が結構県がやってる施策ではあるんですけども、そのあたり松前町でもそういう企業があつて、女性がここだったらっていうような魅力のある企業が結構あるのかどうか、そのあたり私はちょっと分からなかったんですけども、ひめボス宣言のそういう認定を受けているところが、松前町内にもそういう企業があるのかどうか、ちょっとよかったらそこをお聞きしたいんですが。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ただいまの質問に対しまして回答いたします。

ひめボス宣言というのは、議員おっしゃったとおり県の制度でございますが、今、県と市町、オール愛媛体制で推進をしているものになります。ひめボス宣言というのは、議員がおっしゃったとおり、働き方改革であるとか女性のジェンダーギャップを縮めるための取組を進めている企業に対して県が認証するという制度でございます。これを県のほうでは活用して、県内の大学生であるとか若い女性に向けて発信をしています。

今、町内にあるのかという御質問なんですけども、今ちょっと数字を持ってませんの

で、町内にもひめボス宣言の認証を受けている企業もございますけども、数は今返答ができないので、御承知おきいただけたらと思います。

県は、これにひめボス宣言に加えましてプレミアムだったかな、少しさらに上の取組をしているところにひめボス宣言プレミアムというのをつくって、今年度からたしかスタートしてたと思いますので、このあたりは県がやっているもので、市町が二重でやる必要はないと思いますので、県とオール愛媛の体制で進めていくことを考えていけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 私も県と連携してぜひ進めていっていただきたい施策の一つかと思っておりますが、そういう企業があるということが外側に見えることで、何かステッカーみたいなのが貼られてるとか、そういうのがあると余計いいのかなという気もするので、その辺の連携というところで、今後の施策として、町なりにあまり予算使わずにそういったことを進めていける施策をまた創出していただいたらなというふうに考えております。

それから、若者のためにいろいろなスポーツ関係とか力を入れてくださるということで、私が心配しておりますのは、もう県内で人口流出ということで、松前町としては2万8,500人ということで、今の段階ではまだ3万人を前後してるので、このままで何とか微減で止めていただけたらなということで、ほかのところではもうかなり人口流出がひどくて、なかなかいろんな施策をしてもうまくいってないというんですけど、松前町自体は、町のエリアとして松山市に隣接してるとか、それからアクセスも非常にいいとかということで非常にいい条件は持っていると思うので、そういった条件をうまく利用しながら、その流出のためのいろんな施策をして、子育てとかそういった点についても非常に力を入れていただいているようなんですけども、それが逆に言ったら地方の取り合いみたいになるということもちょっと私も懸念しているんですけども、それが都市自体に出ていかなくて済む、あるいは都市から入ってこられる若い方々がいて、そしてトータル的に女性流出が止まり、そしてまた人口減少もストップがかかるというような、それこそわいわい・いきいきということで、先ほど町長は新しい日本とおっしゃいましたけど、楽しい日本だと思っておりますので、それでぜひ進めていただけたらなというふうに考えております。

私、今最後のほうで言いましたことについて、さらに何か町長的にこれもしたいとか、今考えてらっしゃること何かありましたら、なければいいです、御答弁いただければと思います。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ありがとうございます。

松前町の今令和11年の人口を議員御指摘していただいたと思うんですけども、今3万人ぐらいで、微減ぐらいで今松前町が来ているんですけども、私が一番懸念しているのは、やっぱり人口構造を見たときにですね、一番まあ日本全国そうですけども、75歳のゾーン、第1次ベビーブームのゾーンが一番多いというのは皆さん御存じのことかと思いません。ちょうど私たちの親世代の年代層が第1次ベビーですね。第2次ベビーというのが私たちの50歳から40前半ぐらいまでの世代でございます。これが令和11年だと、まだ第1次ベビーの方も御存命で、元気で過ごしているんですけども、その後です、問題は。第1次と第2次のベビーの山が抜けた後、どういう社会になっているかということも見据えながら、今何できるかというのを考えなければならないというふうに思っております。そこを抜けると、本当にすっぱり少子化というのはめちゃくちゃ進んでますので、これはどこの自治体でも同じ状況なんです。だからこそ、今先生がおっしゃられたのは、人口の取り合いになるんじゃないか。それは私も移住をもともと担当してましたので懸念するところであって、ただ僕がしたいのはそれではなくて、移住していただくのももちろん大事だと思うんですけど、そもそもそこで子どもが生まれて未来がつくられなければ、全く意味がないと思っております。次の世代、さらに次の世代が住み継がれるような場所にしていかなければ、全くこれは意味がないことじゃないかなと思っておりますので、そのあたりは気にしながら、やっぱりここに住んでもらって、次世代が続いていくためには、じゃ、先生が御指摘しているような女性の方が流出しないような取組で、働きやすい環境整備もそうですけども、若い世代が魅力を感じるような町じゃなければならぬと思います。そのために何をするかというと、エンターテインメントのあるようなまちであったりとか、そのフックとなるのはスポーツであったりとか、スポーツってかなり皆さんが熱狂するものであったりとか、わくわくするものだと思いますので、そういったところにもしっかりと目を向けて取り組んでいけたらと思っております。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今後にぜひ期待をしていきたいと思っております。

それでは、次の質問に向かっていきたいと思っております。

下水道管の老朽化、点検、更新についてということで、道路陥没事故で露呈しました下水道管の老朽化問題から、本町の下水道管の点検、更新、今後の事業推進計画についてお聞きしたいと思います。

先日の埼玉県八潮市の県道陥没によるトラックの転落事故は、老朽化した下水道管の腐食が原因だったと推測されます。統計によると、道路の陥没の件数は、年間1万件にも上り、1日どこかで大小踏まえて29件を数えると言われております。戦後経済成長期の四、五十年前から下水道管の布設が進み、現在に至っております。このように全国各地で下水道管の老朽化が進む中、自治体側の財政難や人員不足、人口減など様々な問題により生じ

ている設備の更新、改修は、なかなか進んでいないのが現状です。そのため、将来に向けた下水道使用料の値上げの動きや事業そのものの見直しなど、各自治体による動きが出始めていると思います。大変不幸なことですが、このような事故が起きてからでは間に合いません。

本町の下水道事業について、耐用年数を超える下水道管の割合、更新を含む改修経費、今後の布設計画は従来どおり進めていけるのか、見直しはあるのでしょうか、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） それでは、下水道管の老朽化、点検、更新についてお答えします。

本町における公共下水道事業は、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上などを目的に、昭和62年度に事業着手し、これまでに管路は約50キロメートル、マンホールは約1,600基の管路施設を整備しており、平成13年度末の供用開始から約23年が経過しています。このうち、各家庭などから排出された汚水を集めて処理場へ導く主要な幹線管渠の整備は、平成9年度から平成19年度にかけて行っており、延長は約6.6キロメートル、管の大きさは最大で直径90センチメートルとなっています。

この主要な幹線管渠については、管内にカメラを入れて状態を確認する調査や幹線管渠に接続する工事に合わせて状態を目視で確認するなど、これまで適宜点検を行っており、今後も継続して適正な維持管理に努めていきたいと考えています。

次に、下水道管の標準耐用年数は50年とされており、先ほど申し上げましたとおり、現在のところ耐用年数を超えている管路はありませんが、今後、老朽化が進み、更新需要の増加が懸念されています。このことから、更新を含む改修費用の確保や経営の安定化を図るため、下水道使用料の改定は今後の大きな課題であると考えています。

最後に、下水道計画について、現状は全体計画処理区域面積が714.5ヘクタールで、そのうち事業計画処理区域面積は226.7ヘクタールです。現在の整備面積は171.2ヘクタールで、整備率は約76%となっています。

今後は、令和6年第1回定例会の影岡議員の一般質問でお答えしたとおり、現在整備を行っている事業計画区域の未整備区域については、計画どおり下水道整備を進めていき、事業計画区域以外の区域につきましては、下水道整備区域の縮小を含めた下水道全体計画の見直しを行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今現在のところと、それからこれからについてお答えをいただきました。

私が懸念しておりますのは、この前の事故のことでいろいろ専門家の方々がいろんな検証をされたときに、道路が陥没するまでの間にかなり中でガスが発生してたりとか、水が出てたりとかして、かなりのところまで行かないと上に影響が出てこないということで、ひびが割れて穴が空くまでの間に非常に時間がかかって、それで気がついたときにはすごく大きな穴が一举に空くというような怖い何か事象が結構起きてるということで、実験でもそういうことで土の層がずっと水で腐食されていって、最後のところにかくっと道路と表面が。だから、道路にもうひびが入ってるときには、もうそこから割と短い期間でかくってなくなっていくってということで、今のように交通量の多いところでは、止めて工事とかというたら大変なことだと思うんですけども、そういうことになったときには大きな事故につながりますので、そういう状況も踏まえていろいろと研究されて、そして進めていかれてると思うんですけど、今の科学でいえばどういうあれか分かりませんが、何か私がちょっと聞きますところでは、DXを使って、その箇所をいろいろドローンとか使って、計画的に大体もうピンスポットで分かるというふうなことで、それでそこをやっていくってということで、今までのやり方とそういったもう非常に進んだやり方と両面で下水道のそういう不備のところとかいうか。耐用年数は50年だから、まだそこまで至ってないのが、松前町の場合はそうだということでも半分安心するんですけど、じゃ、それで40年のところで事故がないのかということ、結構そういったところも環境によったらあるようなので、そのあたり、今後そういったところの研究とか進んだところについてやっていく考えとか、そういったところはあるのかどうか、そこだけお聞きしたいなと思っております。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ただいまの御質問に対して回答をいたします。

下水道の関係になりますが、議員が御指摘のとおり、八潮市で起きた事故というのは本当に恐ろしい事故だったと思います。あれのメカニズムが、都市部では先生も御存じだと思うんですけど、都市部ではかなり大きな管でございますので、4メートルだったかな、それぐらいの大きな下水道だったので、その上部に空洞ができて、表層が剥がれ落ちるといような仕組みで見られたと思うんですけども、先ほど申し上げましたように、松前町で最大90センチでございますので、穴の、もし同じような状況が出た場合のできる陥没の穴の大きさというものは、あそこまで大規模なものは地方部においてはそんなには発生はしないというところでございますが、ただし穴が空くと事故にはつながります。ここをしっかりと対応をしていかなければならないというふうに考えております。

先生、今DXを使えばというお話が出たと思うんですけども、今現在は、今私が知り得る限りで言うと、道路を車で走りながら照射して、地下にある表層から見えない部分の空

洞を発見するという技術があるというふうに聞いておりますので、そういったものも導入できないかというのを、予算の面もありますけども、十分検討して考えてまいりたいと思っております。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 大きな事故につながる前に、住民の安心・安全という観点からぜひそのような施策を進めていっていただきたいと思っておりますので、今後の町の取組を注視していきたいと思っております。

私の一般質問はこれにて終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

3 番池田幸子議員。

○3 番（池田幸子議員） 議席番号3 番池田幸子です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、3 月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、令和7年度の予算にも含まれている小中学校の給食費の無償化についてお尋ねいたします。

ついに2026年度から、まずは小学生全てが給食費無償化の対象となると打ち出されました。文部科学省により行われた調査によりますと、令和5年9月時点で小中学校の全員を対象に無償化を実施している自治体は、全国の自治体の3割に当たる574自治体ということです。

給食費の無償化を始めた理由としては、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策などが重点的に挙げられています。つまり、子育て支援の一環として給食費の無償化が多くの自治体で行われているようになっていることが分かります。給食費の無償化によって、経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の実現といった面での保護者にとっての成果は確かに得られると考えられます。

一方で、無償化を実施した自治体の中でも、令和6年度以降、継続できず、実施を取りやめると回答したところが11.4%存在していました。無償化による財政負担は自治体にとって重く、コスト削減の結果として、給食の質や量が低下しているケースもあるようです。

今後の世界情勢、経済の動向にも左右されますが、今後も物価高騰、財政負担はさらに増加する可能性が考えられます。この食材インフレ、光熱費、人件費高騰などが続く状況が見込まれる中、多くの自治体が学校給食費の値上げに踏み切る一方で、無償化になったら、財源は一定額に定められ、限られているその予算内で献立を考え、給食を作らなくてはならない。それはすなわち食材費や調理費の削減を引き起こす可能性があり、これによ

り新鮮で高品質な食材の使用が制限されるといった質の低下やメニュー減少という懸念があり、無償化政策によるしわ寄せが心配です。物価高騰により、貧困で家でまともな御飯を食べられていない子どもたちもいて、そういった子どもたちにとって給食は極めて重要な栄養源だということも考えなければなりません。

給食の質の低下は、今後の話だけではなく、既に今も発生しています。令和5年7月に実施された物価高騰による施設等の給食への影響調査で、管理栄養士や栄養士の約99.6%が最近1年で食材価格が上昇したと感じており、約70%がメニュー開発や献立について悩みを抱えていると回答しているとの調査結果もあります。実際には、卵の使用頻度を減らしているのは約50%の施設で、果物は約25%の施設で使用頻度が減少、また牛肉や豚肉の使用が減少し、代わりに鳥肉や豆類が多く使われるという現状があると調査されています。本町でも同じく、既に関係者の皆様は限られた食材費の中で大変苦勞しながらも、子どもたちのために工夫を凝らして献立を考えてくださっていると聞き、事情を知れば知るほどこちらまで心苦しくなるような御尽力に感謝せずにはられません。

そもそも学校給食が果たすべき目標は何でしょうか。平成20年6月に大幅に改正された学校給食法の2条に、学校給食の目標として7つの目標が掲げられており、食育の根幹を担う学校給食は教育の一環として実施していくことが明確になっています。特に6つ目、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めることであったり、7つ目の食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くことが目標として設定されています。また、食育基本法でも、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであるとうたわれています。

先ほど述べた文部科学省の調査結果を受けて、自治体は給食費の無償化の目的を子育て支援として推進することはあっても、食育の推進など教育の質の向上に直結する目的として掲げる自治体は少ないとコメントしています。さらには、無償化を実施した課題として、食育に対する意識の低下を上げる自治体も32件ありました。

そもそも学校給食法第11条には、学校給食は保護者の負担とすると書かれてあります。給食の質が低下してしまった場合に無償だからしょうがないとならないために、改めて物価高騰が続く中での給食費の無償化が実現された場合、今後、給食の質や量が低下するリスクについて、本町の意向をお聞かせください。

また、質と量を保障した給食が今後も持続可能であるかのお考えをお聞かせください。

次に、オーガニック給食の実現について質問いたします。

給食の質を安心・安全という観点で見ると、オーガニック給食は有効的であると感じます。オーガニック給食にすると材料代が上がるのですが、給食費を無償化する財源がある

なら、国産や地元のもので安心・安全な質に財源を回して、質を保障してほしいというお母さんたちの声もあります。

小学生の平均体重は、6年間でおおよそ2倍になります。増えた体重は、100%食べたものでつくられています。つまり小学生の体の3分の1は給食でできているということになります。安心・安全でおいしい給食を提供することで、子どもたちの心身の健やかな成長を支え、メンタルヘルスの向上にも寄与し、さらには子どもたちの不安や不登校の増加といった社会的課題の改善にもつながる可能性もあるのではないのでしょうか。子育て支援を医療費の無償化などとするならば、そもそも予防策として、子どもたちの心身の健康を守ることに財源を使うといったことも子育て支援の基盤だと位置づけてほしいといった考えのお母さんたちもたくさんいます。

オーガニック給食の実現は、先ほど述べた学校給食法や食育基本法の目標をかなえる点も多くあります。食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する態度を養うことなどがその一例です。

また、オーガニック給食は、有機農業活性化の切り札でもあります。学校給食の在り方を変えるだけではなく、制度設計や運用の仕方次第で地域活性化につながる可能性もあると言われていています。化学肥料の原料も、ほぼ輸入に頼っています。物価高騰対策としても、地域で消費されるものを地域で作る地産地消を給食産業で進め、自給率を向上させることにも貢献します。例えば、地域の生産者と連携し、自治体で年間必要な食材の内容、量をはじき出し、地域の生産者団体と年間契約を結ぶことで生産者団体も直接納入することができ、これまでに比べ高収入が保障されます。また、自治体、学校側は、安心・安全な米や野菜などの調達を確保できます。中間業者を抜いたダイレクトな仕組みを構築し、将来につながる多面的で有機的な制度設計をしてはいかがでしょうか。さらに、地元の生産者や食材の生産過程を知ることは、子どもたちが食や地域産業への関心を高める機会にもなります。これにより、地元農家への感謝の気持ちを育むだけでなく、旬の食材に触れることで好き嫌いの軽減や伝統的な地域食文化の継承にもつながります。また、農業従事者の減少など我が国の農業は厳しい状況にありますが、輸入に依存するのではなく、地域の食を守ることが重要です。地元で採れた食材を食べることは、地域の農業を守っていくことになり、そして日本全体の食料自給率向上にもつながります。オーガニック化は、食料安全保障上も価値があります。

給食費の無償化や給食に関わる予算の確保を行う場合には、大切な子どもたちの体をつくる食の公共調達が食の質と安全性の確保、地域農業と地域社会の維持存続に役立つこと、そして食に関わる方々に子どもたちのためにというやりがいとなりわいを生むことも大きな価値ではないのでしょうか。オーガニック給食を実現し、地域循環型の有機農業を活

性化することのメリットは大きいと考えますが、オーガニック給食の位置づけと実現について、町の意向をお聞かせください。

3つ目、オーガニックビレッジ宣言について質問いたします。

みどりの食料システム戦略を踏まえ、2024年12月末時点で131市町村がオーガニックビレッジ創出に取り組んでいます。2023年12月定例会の一般質問でいただいた答弁では、現在必要なこととして、消費者に対する周知啓発とのことでしたが、その後の取組状況はいかがでしょうか。

また、本町の有機農業を広めるために有機農業の取組が広がらない原因を考える際、消費者へのアプローチ以外にもオーガニックビレッジ宣言を行っている市町の取組を参考にしたいかがでしょうか。

町長が2023年に行っていた対話集会でオーガニック給食とオーガニックビレッジ宣言について回答されていたように、本町もこの宣言を視野に入れ、地域ぐるみの協議会を設置し、実現に取り組んではどうでしょうか。本町の考えをお聞かせください。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

**○町長（田中浩介）** 学校給食とオーガニックビレッジ宣言についてお答えをします。

まず、給食費の無償化によるリスクについてお答えします。

本町では、令和7年度から学校給食費の無償化を実施する予定です。これにより、松前町学校給食センターから給食の提供を受ける町立小中学校の全ての児童・生徒が経済的な負担なく、栄養バランスの取れた給食を受けられる環境を整えることができます。

給食の質や量が低下することへの懸念につきましては、学校給食は、栄養教諭等が国の定める学校給食実施基準に基づき児童・生徒の成長に必要な栄養価を確保したメニューを作成しているため、給食費の無償化によって質や量が下がるようなことはございません。引き続き、安全でおいしく、栄養価の高い給食の提供を維持してまいります。

また、質と量を保証した給食の持続可能性については、現在の給食と同程度の質と量を確保する形であれば、財政的にも持続可能であると見込んでおります。今後の物価動向などを注視しながら必要に応じて適切な予算措置を講じることで、安定的に給食を提供できるよう努めてまいります。

本町といたしましては、給食の無償化が保護者の皆様の負担を軽減し、子どもたちの教育の充実につながるよう、引き続き万全の体制を整えてまいります。

次に、オーガニック給食についてお答えをします。

学校給食は、児童・生徒の健やかな成長を支える重要な要素であると考えており、栄養バランスの取れた安全な食事の提供を基本方針としています。

議員御指摘のとおり、オーガニック給食は、食に関する知識や理解を深め、環境と調和

の取れた生産と消費を推進するという学校給食法や食育基本法の目標にかなうものであり、子どもたちの健康を守るとともに、有機農業の活性化や地域循環型の農業振興にもつながる可能性があります。しかし、現時点では本町における有機農業の生産体制が十分に整っていないため、学校給食をオーガニック食材で賄うことは難しい状況でございます。また、オーガニック食材は、一般の食材に比べて生産コストが高く、給食の全体的な費用を大幅に引き上げる要因にもなり得ます。

そのため、本町としては、オーガニック給食の導入については、課題を整理しながら、段階的な検討が必要であると考えております。例えば、一部の食材から有機食材を取り入れる。地域の農業者と連携して持続可能な供給体制を構築するなど、実現可能な方法を模索しながら将来的な導入の可能性について検討を進めてまいります。

今後子どもたちに安全で質の高い給食を提供することで最優先にしつつ、地域農業の振興や食育の推進にも貢献できる形を模索してまいります。

続いて、オーガニックビレッジ宣言についてお答えをいたします。

本町では、令和5年第4回定例会の池田議員の一般質問でお答えしたとおり、有機農産物の消費拡大を促すためには、まず消費者の目に触れる機会を多くすることが重要と考えております。町独自の取組としては、ふるさと納税の返礼品に農薬・化学肥料不使用のあぐり米を提供し、有機農産物のPRに努めています。

また、県では、農薬や化学肥料の使用を抑え、適正な管理体制のもとで作られた農産物をエコえひめ農産物として認証し、認証された農産物は認証マークで差別化をして、直売所やスーパー等で販売をされています。

なお、県が今年度実施した有機農業を含む環境に優しい農業に関する消費者の意識調査の結果では、エコえひめ農産物を知っている、聞いたことがある人は約48%であり、認知度を高めるためにも今後も周知啓発は必要であると考えられます。引き続き、県とも連携しながら、周知啓発に努めてまいります。

加えて、有機農業の推進に当たっては、議員御指摘のとおり、消費者へのアプローチだけではなく、生産者側の課題にも向き合う必要があります。現在、有機農業の取組が広がらない主な要因として、次の3点が挙げられます。

1点目は、生産者の負担です。有機農業への転換により、土壌管理や害虫対策など慣行農業と異なる知識や技術が必要となり、負担が大きくなります。

2点目は、販路の確保です。有機農産物は、慣行農産物よりコストがかかるため、安定した販路が確立されないと、農業者にとって経済的なリスクが生じることになります。

3点目は、支援制度の活用です。国の補助制度は、有機農業実施計画の策定に1年間、その実行に1年間の最大2年間に限ったもので、その後自立をしないといけません。その自立、つまり生産、加工・流通、消費のサイクルへの支援を町の一般財源で続けられるの

かといったことも考えなければなりません。

こうした課題を踏まえまして、オーガニックビレッジ宣言を行った他市町村の取組を参考にしながら、本町に適した方法を検討することは大変有意義であると考えております。

また、私が町長就任前の2023年の対話集会で述べたとおり、本町におけるオーガニックビレッジ宣言については、地域全体での理解と合意が必要不可欠です。そのため、地域の農業関係者や消費者、関係機関などが一堂に会し、課題や可能性を議論する協議会の設置についても検討したいと考えております。

本町といたしましては、引き続き有機農業の推進に向けた取組を進めるとともに、他自治体の先進事例も参考にしながら、地域に根差した持続可能な農業の実現に向けた方策を模索してまいります。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 昨年に比べて非常に前向きな施策を御提示くださり、期待あふれる未来を描くことができると思っております。

1点だけ、給食の質という点に関してなんですけれども、質と一概に言っても、どうしても価値観が入るので、多様な捉え方ができると思っています。栄養価という観点では質は落ちないとしても、例えば子どもの体に影響を与える可能性のある化学物質や食品添加物、農薬のついていない食材であるかなど、安心・安全なものという観点での質の心配があります。また、食育という軸で見た場合は、地産地消ではなく、安い外国産となると、それは食育の観点で質が低下したとも言えると私は思っています。

愛媛県の郷土料理である鯛めしを栄養価が同じだからと外国産の白身魚にしてしまっただけは、地域産業への影響や食育の観点からも残念な選択になるのではないかと感じているのですが、その点、安心・安全であるかとか、食育という軸で見たときの質についての保証はどのようにお考えでしょうか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、じゃ、今のですね、松前町内の給食がどの様に、物資がですね、物がどういうふうに使われているかを少しお話ししたいと思うんですけども、松前町の場合は、PTA、保護者の代表でつくられる物資委員会というところでどういう食材を使うかというのを定期的に行っております。その中で何を使うというのが決められていきます。献立のほうは栄養士が決めますけども、使う材料については保護者がきっちり見ていけるような仕組みを取っておりますので、議員が考えられるような質の低下を防ぐことができるんじゃないかというふうに考えております。今回の無償化は、その学校給食会に対する支援を入れるということで無償化を実現するものでございますので、栄養価についてはもちろん栄養士さんがきっちり栄養基準を満たします。その上で、保護者でつくられる物資委員会が何を使うかということも保護者自身が決めてまいりますので、その

ような質の低減があるかという点については、私はないというふうに考えております。

加えましては、物価高騰が今後予測はできない状況でございますので、先ほども冒頭申し上げましたとおり、物価高騰でかなりの給食費が上がる場合は適切な予算措置ということで、また補正予算などで対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 献立を考える上で保護者の意見もきちんと反映されるという点で、安心いたしました。

子育て支援を学校給食で実施することが将来的にも町政にとっても持続可能で価値があるものなのか、私たちもしっかりとそこに向き合って、保護者として考えていきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 池田幸子議員の一般質問を終わります。

14番加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 14番加藤博徳が、議長の許可をいただきましたので、通告書に従って質問をいたします。

まず1番目に、松前町におけるDX事業の取組についてお尋ねをします。

1項めに、DX事業進捗について、松前町の中でどのような取組をされて、どういうふうな成果があるか、教えてください。

2項めに、DX推進による組織のスリム化について、部長制度の廃止についてのお尋ねをします。

もともとの部長制度は、前の前の白石町長の任期中に、白石町長が全国町村会副会長に就任されました。全国出張が多く、庁内に滞在することが少なく、事務処理等の滞りがあってはならないという配慮から、各関係課の業務の取りまとめとして部長制度を発足したものと理解しております。白石町長退任後は、従来の環境下にあると思われれます。DX導入にあわせて組織のスリム化をお考えかどうかをお聞かせください。

以前の白石町長が全国町村会の副会長をする前は、議会の委員会にも町長は出られておりました。この部長制に伴って、町長は今委員会に出てきておりません。そういった面での全体的なDXを利用することによっての全体的な組織の改革をお考えかどうか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、DXの取組状況と部長制度についてお答えします。

まず、DXの取組状況についてお答えします。

本町では、令和4年度にDXを推進するための係を設置し、設置してからこれまでの取組につきましては、令和6年第3回定例会において加藤議員の一般質問にお答えしたとおり、生産性向上のためにRPAを導入し、定型的な入力作業において活用しているほか、住民サービス向上のために導入した電子申請システムにおいて、粗大ごみの申込みや成人歯科健診の受診券の申請などの手続について電子申請が可能となっており、現在では29の手続において利用可能となっています。

また、第3回定例会の時点では導入予定としてお答えしていた職員の勤務管理を行うシステムについては、導入が完了し、現在は試験運用を行っており、本格的に運用が始まれば、職員の出退勤や時間外勤務管理、休暇申請等の手続について、職員の利便性の向上と業務の効率化を図ることが可能になります。

そのほか、本町では、令和3年度から導入しているk i n t o n eを活用して、マイナンバーカードの手続に係る事前予約の受付や各種アンケート調査などを行っており、先月27日にはk i n t o n eをはじめとしたノーコードツールを活用して、住民サービスの向上や業務効率化を図ることを目的として、ノーコード推進協会が提唱するノーコード宣言シティーの宣言を行いました。今回の宣言を契機として、ノーコードツールの活用をさらに推進してまいります。

次に、部長制度の廃止についてお答えします。

部長制度の廃止につきましても、令和6年第3回定例会の加藤議員の一般質問にお答えしたとおり、部長制は町の組織運営において重要な役割を果たしており、今後も安定的かつ効率的な運営を継続するために必要であると考えていることから、現時点で部長制を廃止する予定はありません。

なお、社会情勢や行政需要の変化などに伴い、現在の組織体制で行政運営を継続することが困難な場合には、部長制を含め組織の最適化について検討します。

また、DXは行政サービスの向上を目指して業務を変革していくもので、国は、DXの推進により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくよう示しており、DX推進が組織のスリム化を目指しているものではないことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 一定の答弁をいただいたのですが、スリム化を目指しているものではないというふうなお答えでありますので、また違った観点で質問を次回にさせていただきますと思いますが、基本的には人口減少とともに、やはりDX、業務の合理化によって人員削減、すなわち経常収支比率をどう下げていくかというふうな問題につながっていくのではないかと思います。そういうことを踏まえた上でのDXの取組を期待します。

次に、2項めに移ります。

2項めに、選挙公報についてお尋ねをします。

選挙公報の配布は、9年前の8月に行われました松前町議会議員選挙で初めて実施されました。各候補者の写真や公約を紹介し、1枚にまとめ、公報として町内全世帯に配布されるものです。候補者の思いを全町民の方にお伝えできると期待していました。9年前、そして4年前と昨年の選挙公報が各家庭に届けられたのは投票日の1日前でした。告示の翌日から期日前投票が始まります。期日前投票をされた方は見ることはできません。前回の選挙の後にも申し上げましたが、せっかく選挙費用をかけて実施するものですから、より効率的な運用ができるように、町議会議員選挙、町長選挙の選挙公報の配布に改善できないものでしょうか、お尋ねをします。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

平村選挙管理委員会書記長。

**○選挙管理委員会書記長（平村展章）** それでは選挙公報についてお答えいたします。

松前町選挙管理委員会が執行する選挙における選挙公報は、平成30年9月に松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定し、これまでに3回発行しております。

令和5年第3回定例会で藤岡議員の一般質問に答弁したとおり、町議会議員選挙及び町長選挙における告示日が公職選挙法の規定により選挙期日の5日前であるため、告示日の午後5時に立候補受付を締め切った後、直ちに各候補の掲載順序を決定するくじを行い、その結果をもって初めて選挙公報の原稿が完成することとなります。そこから印刷、仕分作業に3日間程度かかるため、納品期限を告示日から起算して4日後の午前中とし、納品翌日の朝刊への新聞折込等により配布しております。

公職選挙法の規定により、町議会議員選挙及び町長選挙の告示は選挙期日の5日前に行うため、現在の印刷スケジュールでは、新聞折込のタイミングがどうしても選挙期日の前日となります。松前町選挙管理委員会としましても、有権者の方にはできるだけ早く情報を届ける必要があると認識しており、納期の前倒しを検討してまいりました。しかし、町内業者を含む多くの印刷業者が見積競争の時点で現在の納期でも対応できないという理由で辞退されていること、また落札された業者からも、これ以上納期が早まると対応が難しいと言われていることから、配布日を前倒しすることは困難な状況であります。

議員御指摘の期日前投票する方への対応策として、松前町選挙管理委員会では、これまでと同様、選挙公報の配布が選挙期日の前日となることを補うため、告示日翌日の午前中に選挙公報のデータが完成次第、町の公式ホームページで選挙公報のデータを公開しています。

今後は、町の公式SNSを利用して選挙公報のデータの公開について周知するなど、有

権者の方ができるだけ早く情報を得られるように努めるとともに、引き続き選挙公報の配布時期の改善について研究してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） なるお答えをいただきましたが、私も藤岡議員が質問したときに、その答えは理解しております。その中で、条例を変えるなり、そういった方法はないのですかという意味も含めてたんです。条例があるからそれ以上できませんじゃ、前向いて何も進みませんがな。ほんなら、条例変えたらどうですかとか、そういうふうなことが一番大事なことで、条例で決まっとるからもう何もできませんなんか言うたんじゃ、改善なんかできないと思うんです。それだったら、公報やめたほうがいい。ほとんど役立ってない。今言われたように、SNSで出すとかそういうふうにすればいいと思うんです。でも、そういうふうなことをする意味は、私はものすごくあると思うから、条例を変えるなり、原稿は告示の1週間前、選挙しようとする人はもう決まっとるわけですから、1日前まで待つ必要はないんですよ。1週間前までに選挙公報は載りませんよとかというふうな形のをこの松前町で決められんのであれば、愛媛県なり上げて、県から国に上げて、そういうことが選挙に携わる者にとってはやっぱり必要なことなんですよ。そういうことをしていただいているかどうかというのを本来は聞きたかった。もう何回も同じようなこと聞いてますけど、1日前にもらっても何の役にも立たないというふうなことになろうかと思うんで、そのあたりのことをぜひとも改善できないかどうかというのを調べていただきたいと思います。答えは結構です。答えありますか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 加藤議員、1点だけ御理解をいただきたい点が、こちらを決めているのが公職選挙法になりまして、松前町の条例ではないので、条例改正という対応はできないというところがございますので、先ほどの選挙管理委員会書記長の回答となっております。

最後に、加藤議員がおっしゃられたように、県、国を通じて公職選挙法の改正というのも声を上げるということではできるとも思いますので、これは選挙管理委員会というよりも、私たち、私も含めてですけども、政治家の分野から上げていくというのが一番筋ではなかろうかとも思います。両方で積極的に公選法の改正というのは、唯一の立法機関であります国会でございますので、国会のほうに上げなければこの改正は難しいという状況でございますので、この点につきましては、政治家として地方議員であったり、私たちの立場の者が一緒に県、国に上げていくというのがベストな選択ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 選挙法の改正についてはそういうふう理解しておりますし、そういうふうな形の上へ上げていただいて、せっかく費用をかけてするものですから、どこの市町村も一緒だと思うんですね。ぜひともその改善ができるように取組をいただいて、私たちもそういうふうに上げていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

次に、3項めに、下水道管の保守について、大部分は先ほど藤岡議員のほうから聞きましたので、私はそこに書いておりますように、どうしても硫化水素が発生するというふうなことでありますので、経年変化は別として、この硫化水素が発生しないような取組を何かされてるかということをお聞かせいただいたらと思います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） それでは、下水道管の保守についてお答えします。

先ほど藤岡議員の一般質問で答弁したとおり、本町における公共下水道事業は、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上などを目的に昭和62年度に事業着手し、これまでに管路は約50キロメートル、マンホールは約1,600基の管路施設を整備しており、平成13年度末の供用開始から約23年が経過しています。

次に、硫化水素等の対応について、下水道における硫化水素は、汚水の中からガス状で発生し、管路施設の内面の結露に溶け込み、硫酸に変化してコンクリートを浸食するなど、コンクリート製の管路施設が腐食する大きな原因となるもので、特に汚水の流れる勾配や高低差が著しく変化する箇所などについては、硫化水素による腐食のおそれが大きいとされています。

本町の管路施設のうちコンクリート製については、管路が約11キロメートル、マンホールは約1,050基となっています。このうち主要な幹線管渠については、管路は約6.6キロメートル、マンホールは約50基がコンクリート製となっています。

この主要な幹線管渠においては、平成25年度からカメラ等による管路調査を適宜行っており、硫化水素などにより腐食が確認された箇所については、硫化水素に強い塩化ビニルなどの素材により内面を被覆して補強するなど、適宜硫化水素対策を行っています。

今後も、コンクリート製の管路施設については、硫化水素や経年による腐食劣化が進むことが想定されるため、引き続き点検・調査並びに修繕・改築を行い、管路施設の長寿命化に向けて取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 先般、それは藤岡議員の質問の中でお聞きしとった問題だろうと思うんですけど、私は、その硫化水素の発生を防ぐ方法は何かないんですかという質問

と思っと思ったんですが、書き方が悪かったかも分かりませんが、硫化水素を防ぐために、そしたらどういふふうな形を取れば硫化水素が発生が、ゼロとはいきませんが、少なくなつて、長寿命化が保てますよとか、すなわち各家庭からどんなものが入っているから、それが原因になるために、それを防ぐための例えば薬品みたいなものをちよつとずつでも入れていただくと防げるんじゃないかと、そういうふうなことはありませんかという問いだったんです。分かれば。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） すいません、一般質問いただいた内容と少し乖離がございましたので、質問書のほうに下水道管の状況と硫化水素等の対応はどのようにしているのかという問いだったので、管の対応ということで、硫化水素は発生するので、その後の管をコンクリート製から塩ビ製に代えることで被覆して対応しているという回答でございましたけども、今ほど議員がおっしゃられたとおり、硫化水素というものは必ず発生をします。ガスですので、硫化水素が発生をして、これは $H_2S$ です、元素記号という。化学変化を起こすわけですけども、なぜコンクリート製が溶けていくのかというメカニズムは、硫化水素がさらにその管内の空気と化学反応を起こすことで、 $H_2SO_4$ 、硫酸に変化をします。硫酸がつまりコンクリートを溶かすという仕組みでございますので、多分議員がおっしゃりたいのは、そもそもの $H_2S$ 、硫化水素の発生を抑制できないかなというところだと思いますんで、それに関しては、先ほど少し出たんですけども、流す、 $H_2S$ を化学分解してしまうような薬品がないかというのを考えていくのも一つの方策であろうというふうに思います。また、 $H_2S$ を結局分解する成分をどこから流すのか、結局は川上から流さないとなかなか抑止にはならないと思いますので、その点もちよつと検討してまいりたいと思います。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） ありがとうございます。

ぜひとも事前管理っていうのが大事なことだろうと思います。今町長言われたように、発生させないために前にどうしたらええかという対応が大事なことだろうと思います。それをお聞きしたかったんです。書き方が悪かったのは申し訳なかったです。

次、4項目めに、松前町役場職員の残業についてお尋ねします。

削減実施は、残業を半分に削減すると言われと思ったと思うんですが、今年度の取組とその実績状況はどのようになっておるか、お知らせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 松前町役場の時間外勤務の縮減状況についてお答えをいたします。

町では、本年度、前年度同月と比較して職員1人当たりの時間外勤務時間を月10時間減

少させることを目標に、各部局において業務の見直しや効率化を進めるとともに、資料のペーパーレス化や会議の効率化、そして勤務時間の適正管理を徹底するなど、各種取組などを実施してまいりました。

これらの取組により、本年度4月から1月までの実績は、前年度と比較し、時間数では約5,000時間削減の16.8%減、執行額では約890万円削減の13%減となっております。前年度とは実施している事業等が異なるため、単純な比較はできないものでございますけども、時間外勤務の縮減に向けた取組に一定の成果が出ているのではないかと考えているところでございます。

一方で、一部の所属において恒常的な時間外勤務が発生していることや、一部の職員の時間外勤務時間数が他の職員と比較して著しく多い実態があることから、引き続き各種取組を進めるとともに、各部局との意見交換の機会などを捉え、職員配置を含めた体制整備などについて取り組む必要があると認識をしております。時間外勤務の縮減は、職員の健康維持とより効率的な組織運営を実現するために不可欠な課題であり、引き続き努力を重ね、働きやすい職場づくりに取り組んでおります。

なお、議員御指摘の残業を半分に削減するというのは多分私の個人的な発言だったのかと思います。公式の場では発言をしたことはございませんが、目指すべき将来像、姿だろうと思いますので、引き続き努力をしてまいりたいと思います。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） DX導入に伴い、残業の削減についても御検討いただいているということではありますが、加えて一部の職員に過度な負担がかからない、できるだけ平準化された取組を今後ともお願いしたいと思います。

5項目めに移ります。

次に、環境改善の中での空家等の対策についてお尋ねをします。

町内では、空家が目立つようになっていきます。火災、安全、崩壊、倒壊など、危惧することがいっぱい出てくると思います。相続等の問題で処理できない状況が多くあると聞いていますが、空家になる前に、空家等の対策として町が条例化に取り組んではどうか、その考えをお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。空家等の対策についてお答えいたします。

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が策定されました。これにより、自治体は、空家等の所在する地域の近隣住民等への聞き取り調査、法務局が保有する当該空家等の不動産登記情報及び市町村が保有する空家等の所有者等の住民票情報や戸籍謄本等、固

定資産課税台帳に記載された情報を利用し、所有者を特定することができるようになりましたが、依然として所有者不明の空家については、現行の法律の範囲では対応が難しく、全国的にも問題視されております。所有者不明の空家は、相続人も不明である場合が多いことから、空家を管理する者を特定できず、空家の状況をお知らせすることができないほど対応に苦慮しているところでございます。

国の指針に基づき、所有者が特定できている空家については条例がなくても対策を講じることができるようになりましたが、先ほど申し上げましたとおり、所有者不明により難航する場合もあることから、法の対象外の家屋、例えば現在は居住しているが、将来的には空家になりそうないわゆる空家になる前の空家予備群についての対策を講じる必要があるのではないかと考えております。本町におきましても、他自治体の事例を参考にしながら、条例の整備の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） ぜひとも条例制定していただいて、強制的なことができるようになれば、もっと空家に対してスムーズになっていくんじゃないかというふうに思います。いまだにまだ空家になったままで、ずっとほったらかしてるところが多いと思いますので、ぜひとも導入をお願いしたいと思います。

次に、6項めに、最後になりますが、松前町の寄附採納についてお尋ねをします。

道路に面する住宅等で、道路幅が規定の幅より狭い場所でブロック等の改築や区画整理が生じた場合、道路中心より規定のところまで後退しなければなりません。道路の中心より規定のところまで後退しても、そのままでは個人の所有地のため、町の費用で舗装はできません。そのまま所有者が代わり、相続人が変更すると、相続解決に時間がかかります。また、道路拡張の妨げにもなると思います。松前町では、救急車、消防車等の出入りがしにくい、そのような場所が多いと思います。住みよいまちづくり発展のためにも、積極的にこういったところの解消を進めるべきだと思います。

松前町では、10月から県下では初めての土地転用許可業務が県から権限を移譲されます。専門の部署を発足させ、松前町の独自の対応が期待されます。松前町は現在対応の条例に基づいた運用はどのようにされてるか、お答えください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼いたします。寄附採納についてお答えいたします。

建築基準法では、4メートル未満の道路に接している敷地に住宅等を建築する場合、道路後退が必要となります。道路後退により4メートルの幅員を確保することで、通行及び避難時の安全性確保、災害時等の緊急車両のスムーズな活動が可能となるなど、町民生活

への影響も大きく、さらに日照、通風等が確保できるため、良好な住環境が形成されることにもつながります。

議員御質問の道路後退した用地の寄附については、土地所有者から寄附の申出があった場合は、松前町道路等寄附採納事務取扱要領で定めた手続により寄附を受けております。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） この今お答えいただいた松前町道路等寄附採納事務取扱については、広報で知らされているわけですが、一部の方においては、このお願いに行っても、なかなかお金がないけん受け付けてくれんと、こういうふうなことを聞きました。そういうことに対しての前向きな取組が、言ってきたらほとんど100%できてるかどうかというお答えはありますか。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼いたします。議員が申されました申出がありましたときに、予算等の絡みもありますけども、年間幾らかの件数があるということを想定しながら予算は組んでおります。それは年により減ったり増えたりすることもあるんですけども、多分にできないと申し上げるときにつきましては、予算が足りない場合だと思えます。寄附を受ける面積及び点数というか、専門用語で申し訳ないんですけども、点数によって予算も発注の金額も変わってまいります。そこら辺も考えながら、一応相手方にはお答えはしているつもりではございますけども、できる限りその寄附のほうは受けるようにして、舗装も私どものほうでさせていただくようにしておりますので、それで御理解いただけたらと思います。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 先ほども申し上げましたけども、相続の関係で急ぐ場合があったりしたりします。予算の関係もあると思うんですが、ぜひとも補正予算等々で対応していただいたらというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

一般質問を続けます。

2番池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 議席番号2番池内邦仁です。議長に許可をいただきましたの

で、これより一般質問を始めます。

今回は空家対策の現状について、以下の3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、令和6年3月に空家対策について質問しました。そのときの回答で、全国の自治体では、行政と民間事業者が事業連携をして各種対策に取り組んでいるとの報告があり、本町でも民間事業者等と連携をしていきたいとの回答がありました。町では、この2月6日に4団体と2つの連携協定を結んだと広報まさきに掲載がありました。

空家対策の課題としては、空家問題に関する住民への普及啓発、空家の発生抑制、実態把握、空家の流通促進、空家の利活用、空家の除却、市街地の面的整備など、様々な事項が問題になると考えます。

空家問題に関する住民への啓発活動では、高校生が総合的な探究の時間でグローバルなまちづくり、この講座を通じて様々な方と協力して空家問題に目を向け、町民に現状を訴える活動を行っていますが、今回のこの連携協定で、松前町としては、まずどこに重きを置き、どのような対応をいつまでにやるのか、そういう計画があるのか、お聞かせください。

2つ目は、同じく令和6年3月の回答で、特定空家または管理不全空家の判断をするため、所有者等への確認ができた5戸の空家について、立入調査を積極的に実施しているとありましたが、1年が過ぎようとしている今、この5戸の状況あるいはそれ以外でさらに何件の立入調査を実施しているのか、お聞かせください。

最後、3つ目は、新立・本村地区での除却事業についてですが、昨年9月に質問した折に、令和5年度までに空家対象戸数が118戸、そのうち除却戸数が46戸との報告がありました。この除却後、寄附をされた46戸の土地を公共空き地として管理し、将来的に道路整備事業と区画整理事業の導入を検討するとありました。町のホームページには、新立・本村の一部地域の老朽放置建物除却事業の欄に、参考として、新立の対象地区と本村の対象地区の地図データが掲載されています。この地図には対象範囲しか表示されておらず、実際に除却された場所あるいは現在除却に取り組んでいる場所等のデータが表示されておられません。これらのデータを表示することで、今後の事業促進に向けて広く町民も巻き込み、より多くの意見を求め、この公共空き地をどう利用するのが最適なのかなど、積極的に取り組む考えはあるのか、お聞かせください。

以上3点、よろしくお答え願います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） まず初めに、空家対策の今後の方針についてお答えいたします。

令和7年2月6日に空家の管理不全防止に向けた普及啓発や除却、発生抑制、利活用を

目的として、全国空家アドバイザー協議会松前支部及び愛媛県宅地建物取引業協会、伊予地区連絡協議会と連携協定を締結いたしました。今後は適切な管理が行われていない空家が地域の生活環境に大きな影響を及ぼすことがないように、空家等に関する対策を推進していきたいと考えております。

現在、本町が把握している空家戸数は283戸ですが、前回の調査から7年が経過しているため、空家戸数は増加していることが考えられます。また、令和元年度に建物等の利用実態アンケートを実施しており、空家売却の希望については、送付した212戸のうち26戸の希望がありました。今後も定期的にアンケートを実施していきたいと考えています。

空家を増加させないための取組としては、空家となる前段で発生を抑制することが重要と考えております。松前町では、相談や通報のあった空家については所有者等に適切な管理を求めています。今後は、所有者及びその家族には「空家にしない」、また相続人等へは「相続後なるべく早期に家屋を活用する」との意識の醸成に取り組んでいきたいと考えております。

また、全国の自治体では、行政と民間事業者が事業連携を行い、空家問題について理解を深めるセミナーの開催などに取り組んでいる事例もございます。

次年度以降における本町の空家対策としては、空家実態調査を実施し、連携協定を締結した団体と協力しながら、本町のニーズに応じた空家対策に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、2点目の空家への立入調査の状況についてお答えいたします。

議員御質問の5戸の状況についてですが、本年度、5戸の空家について立入調査を実施し、5戸の空家のうち、3戸は除却、1戸は継続して管理していただく予定となっております。残り1戸は、引き続き調査中となっております。

それ以外の空家につきましては、現時点で立入調査の段階にある空家はございませんが、所有者の調査が完了した段階で随時立入調査を実施したいと考えています。

3点目になります。新立・本村地区除却事業等についてお答えいたします。

新立・本村地区の老朽放置建物除却事業につきましては、平成23年度から継続して実施しております。町ホームページでは、事業啓発及び申請者に対して対象エリアを確認していただくため掲載していますが、議員御指摘のデータ表示につきましては、除却中のものについては、個人情報保護との兼ね合いがあり、寄附が完了するまで表示はできませんが、除却し、寄附が完了したものについては表示できるようにしたいと思います。

新立・本村地区の市街地の面的整備については、令和元年3回定例会で西村議員の一般質問にお答えしたとおり、地区内の老朽放置建物の除却を積極的に行い、除却後の土地を公共空地にすることで、防災面、住環境面の向上を図りつつ、将来的には道路整備と区画整理を導入したいと考えておりますので、協定を締結した団体からも意見を伺いながら、

よりよい整備方針を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 前向きに進めていただいているようで安心いたしました。松前町では、特別な予算を伴うことなく、既存の設備や人材を積極的に活用し、職員一人ひとりの創意工夫、ここが大事なところですけども、職員一人ひとりの創意工夫や新しい発想の下、町民のサービス充実を目指す取組として松前町ゼロ予算事業の取組というすばらしい取組があります。このことは町長も発言されていたと思うんですけども、その中でも空家対策として、松前町内にある空家を調査し、空家の所有者に対し建物、土地の適正な管理を促すとともに、雑草の繁茂やごみの不法投棄等による環境の悪化を防ぐとともに、災害による倒壊や延焼を防ぎ、災害に強いまちづくりを推進するなど住環境の改善に努めるとあります。現状、このゼロ予算政策で何かやられていることというのはありますか。

○議長（住田英次） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 空家防止の啓発に向けて、ホームページを利用して、空家を放置するとひどい状況になりますとありますとか、対策計画を立案した際には空家を速やかに除却するような手続などしてくださいということで、一つ、ホームページで啓発したケースがございます。それと、空家の状況というのを日々管理しておることのゼロベース、予算をつけない形で、そういう形では管理しております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） ゼロベースということで、あまり無理は言えないのかなというふうに思いますけども、令和3年3月に策定された松前町国土強靱化地域計画では、空家対策も上げられています。この計画では、令和7年度を目標年度に定め、総合的かつ計画的に本町の強靱化に向けた各種施策を推進するとあります。また、計画の進捗管理について、社会情勢等の変化や災害対応等に関する新たな知見等が得られた際には適宜計画の見直しを行うものとするところから、今年度中には平成29年度来の実態調査というものが確実に行われるんじゃないかというふうに思っております。当然今までお話しした数値は変わってきていると思いますけども、職員一人ひとりの創意工夫や町民も巻き込んだ新しい発想、連携協定を結んだ団体との協働を通じて、計画的かつ精力的に空家対策事業に取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員の一般質問を終わります。

10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 議席番号10番、公明党、影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1 問目として、障がい者の農業分野への参加として、農福連携の拡大による就労の生きがいの場創出と労働力の確保ということで。

農業分野への障がい者の参加を促す農福連携は、障がい者の就労や生きがいの場を創出するだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野においても、労働力の確保や経営の発展につながると期待されております。

政府は、省庁横断の会議で、農福連携の拡大へ官民挙げて実践する新たな推進ビジョンを決定し、2030年度までに取り組む主体を倍増させる目標を掲げました。2022年度末時点では、農福連携に取り組む農業経営体の全ての農業経営体に占める割合を見ると、0.3%にすぎず、障がい者就労施設は18%にとどまっております。

新ビジョンでは、市町村が参画して農業経営体と障がい者就労施設の協議の場を設け、きめ細かなマッチングを進める。現在は都道府県単位でマッチングを行っているが、市町村単位でのほうが望ましいとされております。これらに対して本町の取組姿勢を問います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） 障がい者の農業分野への参加についてお答えします。

議員御質問のとおり、最新版の農福連携等推進ビジョンでは、農福連携等に取り組む主体数を令和4年度末の6,343件から令和12年度末までに1万2,000件以上とすることを目標としています。

このビジョンでは、農福連携の推進を図るため、都道府県の振興局、市町村、農業団体の管轄エリアといった地域ごとの地域協議会を設立し、市町村の参画の下、きめ細やかなマッチングを行うとともに、農業と福祉の関係者のネットワークづくり、地域内の農福連携等のルールづくりなどに取り組むものとされています。

現在、町内では、障がい者就労支援施設のうち3事業所が農業経営者と農作業委託契約を結び、野菜の定植や収穫、選別作業などを行っています。このような農福連携は、農業分野において喫緊の課題である労働力の確保に資することが期待される取組であり、一方で、障がい者にとっても農業を通じた働き場の確保や賃金・工賃の向上に加え、地域との交流の場となることが期待されます。このため、今後、他自治体の先進事例を参考にしながら、本町に適した農福連携を進めていけるような体制づくりに向け、協議の場を設けたいと考えています。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） この先進事例について、全国的にあるわけですが、中四国等を

調べてみても、今は基本的には行政が直接口出しするというよりも、行政は支援する立場であります。主体者としての農業経営体だとか施設が積極的に危機感を持って取り組んで、成功事例があります。そういった意味で、今回、国のほうから行政、今までは県が主体でありましたけれども、市町村まで下ろして、積極的にこの農福連携を進めるようにという方針であります。

お答えいただいたように、先進事例を例に、協議会とか、あるいは本町に適した農福連携を進めていく体制づくりに向け、協議の場を設けたいという前向きなお言葉をいただきました。ぜひともそういう意味で、この農福連携を進めることによって、先ほど池田議員の質問の中にもありましたが、オーガニックビレッジ、このあたりも関係してくるように思います。それらも含めて、協議会も設置されると思います。それらも含めて、この農福連携も一層推進していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

次に、2問目ではありますが、带状疱疹ワクチン定期接種化が実現しました。これについては、私が令和4年度12月の一般質問においてワクチン接種の費用助成を要望しましたが、その時点では带状疱疹は定期予防接種には位置づけされていない、公益上の必要性に疑問があり、接種費用の補助は考えていないとの答弁がありました。今回、定期接種化されて、後で気がつくわけですが、予算において助成も予算組みされておりますので、その内容について御説明いただけたらと思います。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

早瀬保健福祉部長。

**○保健福祉部長（早瀬晴美）** それでは、带状疱疹ワクチンについてお答えします。

国の方針により、本年4月1日から带状疱疹ワクチンが予防接種法のB類疾病に位置付けられ、定期接種として実施することになりました。

接種費用の助成については、県内市町で協議の結果、接種委託料からワクチン相当額を除いた金額としました。これは、インフルエンザ予防接種など他のB類疾病の定期接種と同じ扱いとなっています。

議員お尋ねの町単独の助成については今のところ考えておりませんが、今後、国や他自治体の動向を注視していきたいと考えています。

以上でございます。

**○議長（住田英次）** 影岡俊範議員。

**○10番（影岡俊範議員）** 带状疱疹というのは、非常にこれはきついものがあるようです。長期化するという事とも言われます。私の身内の姉でありますけれどもかかりまして、これでそうですね、まだ軽いほうだったんでしょうけど、非常に長い間、家事もなかなかできない。パートで行ってる仕事にも就けないというふうなことで、非常に生活面でも、あるいは医療費の面でもですね、非常に費用をかけるということになると思いますの

で、予防医療の観点からも、これをぜひとも接種を進め、助成をして、そういった医療費抑制の面でも松前町として独自で接種勧奨する意味で助成をしていただきたいというふう  
に思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 藤 岡 緑



3月19日（第3号）

令和7年松前町議会第1回定例会会議録

令和7年3月19日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 重松知之  | 2番 池内邦仁  | 3番 池田幸子   |
| 4番 西村元一  | 5番 渡部恵美  | 6番 曾我部秀司  |
| 7番 住田英次  | 8番 田中周作  | 9番 城村トキ子  |
| 10番 影岡俊範 | 11番 稲田輝宏 | 12番 村井慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑 | 14番 加藤博徳 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                |         |
|----------------|---------|
| 町 長            | 田 中 浩 介 |
| 副 町 長          | 徳 居 芳 之 |
| 教 育 長          | 足 立 一 志 |
| 総 務 部 長        | 大 川 康 久 |
| 保健福祉部長         | 早 瀬 晴 美 |
| 産業建設部長         | 渡 部 博 憲 |
| 出 納 局 長        | 仙 波 晴 樹 |
| 教育委員会<br>事務 局長 | 住 田 民 章 |
| 総 務 課 長        | 平 村 展 章 |
| 財 政 課 長        | 田 中 志 延 |
| 税 務 課 長        | 塩 梅 敬 介 |
| 危機管理課長         | 金 子 裕 之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 柏原 正   |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 山田 善仁  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 金子 貴徳  |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 議会事務局長      | 楠 田 匡 志 |
| 議会事務局<br>書記 | 徳 本 敏 子 |

令和7年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.3

|       |                                           |         |    |
|-------|-------------------------------------------|---------|----|
|       | 令和7年3月19日(水)                              | 午後1時30分 | 開議 |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                |         |    |
| 日程第2  | 議案第3号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例                 |         |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                    |         |    |
| 日程第3  | 議案第4号 松前町個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例        |         |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                    |         |    |
| 日程第4  | 議案第5号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例                 |         |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                    |         |    |
| 日程第5  | 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例         |         |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                    |         |    |
| 日程第6  | 議案第7号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例           |         |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                    |         |    |
| 日程第7  | 議案第8号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例     |         |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                    |         |    |
| 日程第8  | 議案第9号 松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例の一部を改正する条例   |         |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                    |         |    |
| 日程第9  | 議案第10号 松前町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例       |         |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                    |         |    |
| 日程第10 | 議案第11号 松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例             |         |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                      |         |    |
| 日程第11 | 議案第12号 松前町手数料条例の一部を改正する条例                 |         |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                    |         |    |
| 日程第12 | 議案第13号 松前町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例         |         |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                      |         |    |
| 日程第13 | 議案第14号 松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 |         |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                      |         |    |

|       |        |                                                                   |
|-------|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 日程第14 | 議案第15号 | 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例       |
|       | 上程     | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                              |
| 日程第15 | 議案第16号 | 松前町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例                                         |
|       | 上程     | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                              |
| 日程第16 | 議案第17号 | 松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例        |
|       | 上程     | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                                            |
| 日程第17 | 議案第18号 | 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 |
|       | 上程     | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                                            |
| 日程第18 | 議案第19号 | 松前町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について                                          |
|       | 上程     | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                                            |
| 日程第19 | 議案第20号 | 土地改良事業の施行について                                                     |
|       | 上程     | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                                            |
| 日程第20 | 議案第21号 | 第5次松前町総合計画基本計画の変更について                                             |
|       | 上程     | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決                                            |
| 日程第21 | 議案第22号 | 令和6年度松前町一般会計補正予算(第8号)                                             |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                              |
| 日程第22 | 議案第23号 | 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)                                       |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                              |
| 日程第23 | 議案第24号 | 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)                                      |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                              |
| 日程第24 | 議案第25号 | 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)                                         |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                              |
| 日程第25 | 議案第26号 | 令和6年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)                                           |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                              |
| 日程第26 | 議案第27号 | 令和7年度松前町一般会計予算                                                    |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                              |
| 日程第27 | 議案第28号 | 令和7年度松前町国民健康保険特別会計予算                                              |

|        |             |                                                       |    |    |
|--------|-------------|-------------------------------------------------------|----|----|
| 上程     | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第28  | 議案第29号      | 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計予算                                 |    |    |
| 上程     | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第29  | 議案第30号      | 令和7年度松前町介護保険特別会計予算                                    |    |    |
| 上程     | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第30  | 議案第31号      | 令和7年度松前町水道事業会計予算                                      |    |    |
| 上程     | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第31  | 議案第32号      | 令和7年度松前町下水道事業会計予算                                     |    |    |
| 上程     | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                    | 討論 | 採決 |
| 追加日程第1 | 議案第33号      | 町道西74号線（松前町大字北黒田）における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事基本協定の締結について |    |    |
| 上程     | 提案理由説明      | 質疑                                                    | 討論 | 採決 |
| 追加日程第2 | 議員提出議案第1号   | 松前町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例                         |    |    |
| 上程     | 提案理由説明      | 質疑                                                    | 討論 | 採決 |
|        | 閉 議         |                                                       |    |    |
|        | 町長挨拶        |                                                       |    |    |
|        | 閉 会         |                                                       |    |    |

午後 1 時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

14番加藤博徳議員、1番重松知之議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第 2 議案第 3 号 松前町事務分掌条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第 2、議案第 3 号松前町事務分掌条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る 3 月 3 日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第 3 号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第 3 号は、業務執行の効率化を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第4号 松前町個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第3、議案第4号松前町個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第4号は、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付、ふるさとライブラリーの図書資料の貸出し等について、他に同様のサービスで利便性の高いものが提供されていることから、松前町個人番号カードの利用に関する条例を廃止するほか、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第5号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第4、議案第5号松前町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第5号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第6号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第6号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律により、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることに伴い、正規の勤務時間以外の勤務をさせてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するため、及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第7号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第6、議案第7号町長等の給与の特例に関する条例の一部を改

正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第7号は、厳しい財政状況に鑑み、財政基盤の安定化に取り組む必要があることから、特別職の給料減額措置を1年延長するため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第8号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第7、議案第8号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業

建設常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第8号は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、給料月額の変更、配偶者の扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額その他の社会と公務の変化に応じた給与制度を整備するため、所要の改正を行うものです。

審査において、給料月額の変更により、主任級以上の給料の最低水準の引上げ率が3級は1.5%、7級では8.5%と大きく違っているが、これは人事院勧告及び県の人事委員会勧告を考慮しての割合なのかとの質疑がありました。人事院勧告、県の人事委員会勧告を受けての率になっている。併せて、管理職については、より職責を重視した給料体系となるよう、今回の勧告では見直された内容となっているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第9号 松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第8、議案第9号松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第9号は、令和7年度から松前町放課後児童クラブの運営業務を民間に委託することに伴い、保育所職員等調整額の支給対象職員から放課後児童クラブに勤務する職員を除外するため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第10 松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第9、議案第10号松前町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第10号は、職員の特殊勤務手当を改定するため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第10 議案第11号 松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第10、議案第11号松前町教育施設使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る3月3日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第11号は、松前総合文化センターの料理実習室を廃止し、第3研修室とするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、第3研修室使用料の算定根拠はとの質疑があり、部屋の面積がほぼ同じである第1研修室や視聴覚学習室の使用料と同額に設定したとの答弁がありました。

次に、料理実習室から第3研修室への改修工事の進捗は、また調理器具は処分するのか

との質疑があり、改修については、現在の松前総合文化センター中規模改修工事の第1期工事で改修を進めている。使用できる調理器具については、公民館の調理室で使用すると  
の答弁がありました。

委員からは、適切かつ合理的に処理してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第12号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第11、議案第12号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第12号は、愛媛県知事に与えられていた開発行為の許可の権限が松前町長に移譲されることに伴い、その事務に係る手数料を町が徴収することとなるため、所要の改正を行うものです。

審査において、開発行為の許可等の担当者が一人では、事務量が多くなった場合、せっかく移譲されても人員不足で時間外勤務をしても間に合わないといったことにはなりはしないかとの質疑には、現在都市計画係2人体制で業務を行っているが、都市計画業務も多ことから、職員の増員を要望しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

## 日程第12 議案第13号 松前町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第12、議案第13号松前町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る3月3日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第13号は、令和7年4月から松前町立認定こども園まさき幼稚園の給食を実施することに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、給食を実施することに伴い、園児や先生の給食が増えるが、調理

や配送に問題はないのかとの質疑があり、令和6年度から5年間の調理配送委託契約をしており、令和7年度からは幼稚園の給食の配送も前提として契約しているため、調理や配送について問題はないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第14号 松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第13、議案第14号松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る3月3日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第14号は、松前総合文化センター及び松前公園について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、公共施設等運営事業を実施するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的な運営を目指すものではあるが、利益追求となり、使用料金が上がり、利用者の負担が増えることはないのか、また文化センター在り方検討会のメンバーはどのような構成か、検討会での意見はプロポーザルに反映されるのかとの質疑があり、使用料については、条例で定めている金額を上限とし、運営事業者のアイデアにより実施する施設改修等のコスト回収の面から使用料を見直す場合は、運営事業者と協議の上、町長が認める金額とすることで、急に使用料が上がるということのないようにしたい。

また、文化センター在り方検討会は、ファシリテーターに愛媛大学教授2名を迎え、文化協会、スポーツ協会、PTA、愛護部、大学生、高校生等の8名、計10名の構成で、検討会での意見は、プロポーザルに反映させるとの答弁がありました。

次に、ほかの自治体のPFI事業で、建設費を運営事業者の出資で賄ったという事例があるが、運営事業者に負担してもらうことはできないのかとの質疑があり、事業者からサウンディング調査を実施した結果から、改修工事費用は、町の負担としなければプロポーザルへの応募が見込めなかったため、運営事業者選定後、その意見を設計や改修に十分反映できる建設業者を決定していくことにしているとの答弁がありました。

次に、契約期間は10年程度が適当としているが、他市町では、20年から30年程度の長期にわたる事例もある。松前町として精査し10年と決定したのかとの質疑があり、契約期間は10年が一般的であり、運営事業者の投資回収期間として必要であり、改修工事を合わせて行う運営事業者が現れた場合は、町としては、改修工事費用を分割して支払うことができ、負担を平準化することができるため、当初の契約期間として適当であると考えている。運営事業が順調であれば、契約期間の延長も考えるとの答弁がありました。

次に、運営事業に係るデメリットやリスクがあることを認識しているのかとの質疑があり、収益が上がらなかった場合などのリスクの分担については、契約の段階でしっかり決めておかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、町が運営事業者を管理できる体制の構築について、条例や規則に定めているのかとの質疑があり、条例で実施方針を定めることになっており、事業者に示す仕様書の中にも町としての姿勢を示すことで、運営事業者を管理できると考えているとの答弁がありました。

委員からは、松前総合文化センターは、集客も集いの場としても大切な場所である。児童館機能を備えるなどの検討を今後も進めてほしい。利用者へのサービスの品質が低下ないように町はしっかり対応してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第15号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第14、議案第15号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る3月3日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第15号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第15号は、愛媛県の中学校・小学校教育職員給料表に準じ教育参与の報酬月額を増額するため、及び町長の附属機関として松前町PFI事業者選定委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、教育参与の報酬月額の増額率は妥当かとの質疑があり、教育参与の報酬月額は、平成30年度以来24万円で据え置かれている。この2年程度については、地方公務員、民間もかなり給料が上がっており、県の教職員の給料表に準じて、今回年収ベースで計算した金額に改めるものである。これにより人員確保も図ることができるため、

総合的に考えての増額であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、審査の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告します。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第16号 松前町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第15、議案第16号松前町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る3月3日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第16号は、子育て世代包括支援センターを児童福祉法に規定するこども家庭センターに位置付け、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、こども家庭センターでは、児童虐待やヤングケアラーのケースもあると思うが、警察等との連携を図っているのかと質疑があり、対応については、緊急性がある場合を含め、伊予警察署や児童相談所、学校の先生等、各関係機関との連絡を取り

ながら対応しており、連携はできているとの答弁がありました。

次に、こども家庭センターの設置により人員は増えるのか、職員1人当たりの業務負担は増えるのか、またその負担軽減策を検討しているのかとの質疑があり、新たにサポートプランの作成等の業務が増えるため、人員に関して要望を上げている。業務の負担軽減については、DXを活用し、事務の簡素化ができるところは取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、情報共有の会議を定期的に行うように定めているのかとの質疑があり、定期的には行ってはいないが、事案が発生した場合には、情報共有を図っている。今後も学校や児童クラブ等の情報について漏れないよう、各関係機関と情報を共有していきたいとの答弁がありました。

次に、人事異動で担当者が代わる場合に、次の担当者とともに相手方を訪問するような取組の考えはないのかとの質疑があり、職員間だけの引継ぎだけでなく、必要に応じて相手方を訪問するなど、しっかりと引継ぎしていきたいとの答弁がありました。

次に、こども家庭センターの管理に関し、必要な事項は規則で定めるとあるが、規則の項目でサポートプランの作成や合同ケース会議等、運営について定めないのかとの質疑があり、職員の給与や昇格、昇給等に関する事、また勤務時間や事務分掌については、条例、規則等で定めている。サポートプランの作成や合同ケース会議の進行等、細かな運営のルールについては、内規で定めていく予定であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告どお

り可決されました。

~~~~~

**日程第16 議案第17号 松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第16、議案第17号松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第17号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第17号は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第18号 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第17、議案第18号松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第18号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第18号は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査において、資格要件を満たす職員は何人いるのかとの質疑があり、現在のところ、上下水道課に3人、他課を含めると9人である。しかし、今後定年等で人数が減ることが見込まれることから、それを見越した確保をしていきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第19号 松前町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第18、議案第19号松前町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第19号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第19号は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、住民の利便性の向上を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、松前町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

審査において、指定期間が令和7年5月1日からとなっているのはなぜかとの質疑があり、松前町内の郵便局4局に回線やシステム整備に2か月を要すると見込んだためであるとの答弁がありました。

次に、指定する郵便局と委託契約をするが、指定期間内に事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、さらに1年延長とあるが、郵便局が廃止したくても松前町が続けてほしければ廃止はしないのか。また、1局から廃止したいとの意思表示があった場合は、4局全て廃止になるのかとの質疑があり、郵便局側から廃止する旨の意思表示があった場合は、協議をすることになっている。また、1局から廃止の意思表示があった場合も同様に協議するとの答弁がありました。

次に、他の条例の審査の過程では、費用対効果が悪いのでやめるという話があったが、この事務の費用対効果が悪い場合はどうするのかとの質疑があり、費用対効果については、経過を見ながら判断したいが、郵便局でマイナンバーカードに関する事務を行うことで住民の利便性は向上されていると考えているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第20号 土地改良事業の施行について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第19、議案第20号土地改良事業の施行についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第20号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第20号は、土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものです。

町営土地改良事業の内容は、徳丸地区かんがい排水事業として、徳丸地区の重要な農業用水の水源である揚水施設のポンプ本体や制御盤の改修を行い、農業用水を安定的に確保するとともに、維持管理に関する労力の軽減を図るもので、事業費は1,200万円の予定です。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第21号 第5次松前町総合計画基本計画の変更について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第20、議案第21号第5次松前町総合計画基本計画の変更についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第21号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第21号は、松前町議会基本条例第17条第1号の規定により議決を求めるものです。

審査において、こども版松前町総合計画の人口が、令和2年のデータになっているが、最新の人口のほうがいいのではないかと、また子どもに配布をするということを考えれば、用語の使い方について基本に沿った使い方をしてほしい部分がある、修正はできないのかとの質疑があり、人口は、令和2年の国勢調査の数字になっているが、追加で住基ベースの最新の状況を掲載できるか考えたい。また、用語についても修正したいとの答弁があり、以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで14時45分まで暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時45分 再開

○議長(住田英次) 本会議を再開します。

~~~~~

日程第21 議案第22号 令和6年度松前町一般会計補正予算(第8号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第22 議案第23号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第23 議案第24号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第24 議案第25号 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第25 議案第26号 令和6年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第21、議案第22号令和6年度松前町一般会計補正予算第8号、日程第22、議案第23号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第23、議案第24号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第24、議案第25号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第25、議案第26号令和6年度松前町水道事業会計補正予算第2号の5件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る3月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第22号から議案第26号までについて、審査の内容とその結果

を御報告いたします。

初めに、議案第22号令和6年度松前町一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ4億9,612万4,000円を追加し、総額を150億1,468万2,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等について、地域防災緊急整備事業について、災害時応援協定締結事業者が購入するキッチンカーやトイレカーの購入費用を助成することとのだが、平時の取扱いや維持管理費などはどうなるのかとの質疑があり、国の令和6年度補正予算に避難所の生活環境改善を目的とした事業が創設され、民間事業者が購入するキッチンカーなどに対して購入費用の一部を助成するが、平時には防災訓練等への参加による防災への啓発活動に取り組んでもらい、地域防災力向上を目指すことを事業採択の要件としている。購入後の維持管理費は民間事業者が負担するとの答弁がありました。

次に、避難所の生活環境整備としてキッチンカーとトイレカーを選択したのはなぜかとの質疑があり、災害時の避難所では、TKB、トイレ・キッチン・ベッドの迅速な提供が必要である。トイレについては、各避難所に簡易トイレ等の備蓄はしているが十分とは言えず、快適なトイレ環境のためトイレカーを必要と考えた。

また、キッチンカーについては、避難所生活においては、温かい食事の提供をはじめ、高齢者への刻み食の提供や乳幼児への離乳食の提供、アレルギーのある方へのアレルギー対応食の提供等が町では対応困難であることから、食品衛生法に基づく営業許可を取得している町内の業者の力を借りて、安心できる食事提供の機会を確保するとの答弁がありました。

また、キッチンカー等の事業者は決まっているのか、選考はどのように行うのかとの質疑には、新年度に広報まさきやホームページで町内業者を広く公募し、プロポーザル方式の選考を予定している。また選考委員はまだ決まっていないとの答弁がありました。

委員からは、津波の浸水により4台とも使用できなくなるおそれがある。車両の保管場所を応募条件につけるよう検討してほしいとの意見がありました。

続きまして、産業建設部所管については、農業振興費の減額について、約4割の執行率だが、畦畔を除去する農地集積・集約化支援事業の周知はしているのかとの質疑があり、この事業については、4月と9月にチラシを配布し、事業の周知を図っているとの答弁がありました。

周知をしてこの執行率では、事業が進んでいないような印象を受ける。周知方法の見直しは考えないのかとの質疑には、この事業は2年目で、産業課としても取り組んでもらいたい事業の一つである。町の農業振興に役立つと考えるので、事業が進むような周知啓発に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、繰越明許費について、都市下水路費の筒井地区雨水対策事業繰越金2億1,427万3,000円は、受注者による設計図書の照査に不測の時間を要したためとの説明があった

が、こういった場合、ペナルティはないのか。また、受注者、発注者のどちらに責任があるのかとの質疑があり、受注者は、工事着手前に工事内容を照査すべきなので、ペナルティを受けることはなく、どちらに責任があるというものでもないとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、住民税非課税世帯等臨時特別給付金について、年度をまたいで給付金を支給することから5,372万3,000円の繰越明許費となっているが、給付方法をプッシュ型として複数回のやり取りをなくすことで事務経費の節減、時間短縮になるのではないかと質疑があり、給付ミスや給付後の返還を防ぐため、対象者を確認した上で確認書を送付し、返信があった方から順次振り込むことで間違いなく確実に振り込める給付方法を選択し、事務を行っているとの答弁がありました。

次に、不妊治療助成事業について、当初の見込みを上回るということだが、希望する夫婦は何組いるのかとの質疑があり、令和6年度現在までの不妊治療助成申請人数は19名、妊活検査に係る費用助成については18世帯、33名の助成を行っており、補助金の申請は3月末までできるとの答弁がありました。

次に、教育・保育給付事業について、補正予算の内容欄に公定価格単価の改正により不足が見込まれると補正理由の記載がある。公定価格は年に1回改正があると思うが、毎回12月補正でも同じ理由による補正予算の計上があったがなぜかとの質疑があり、前回の補正額については、公定価格が上がる見込みで計算した額が当初予算を上回り、年度途中での支払いが不足するため補正を行った。今回公定価格が確定して再計算したところ、不足額が見込まれたため補正予算を計上することとなったとの答弁がありました。

次に、総合健診事業について、受診率は上がっているのか、また受診率向上のためにどのような工夫をしているのかとの質疑があり、今年度の受診率は30.6%で、昨年度の27.4%と比べ若干上がっている。総合健診は、福祉センターを中心に東公民館、北公民館、JA松山市北伊予支所や健診バスの駐車スペースが確保できる字の公民館や集会所などでも実施している。受診率向上の工夫として、早朝や土日に健診日を設けたり、無料で託児利用ができるレディース健診を行ったりしている。また、未受診者に対しては、メールや電話での受診勧奨を行っているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第23号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,286万6,000円を増額するものです。

主なものは療養給付費で、被保険者が受けた医療に対して保険者が負担する費用の不足が見込まれることから2,286万4,000円を増額するものです。

また、国民健康保険事業費納付金について、予算額に変更はありませんが、特定財源、

その他の一般会計繰入金と一般財源である繰越金との財源振替を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第24号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,116万1,000円を減額するものです。

これは、広域連合事務費負担金について、前年度の決算確定により生じた精算額を今年度の負担金と相殺することによる528万4,000円と低所得者に対する保険料の軽減に係る保険基盤安定納付金の額の確定に伴い、587万7,000円をそれぞれ減額するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第25号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ1,804万円を増額するものです。

歳出の主なものは、地域密着型介護サービス給付費の減額と施設介護サービス給付費の増額です。

地域密着型介護サービス給付費の減額は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム、定員18人以下の小規模デイサービスである地域密着型通所介護の利用者がいずれも減少したことに伴うものです。

施設介護サービス給付費の増額は、特別養護老人ホームと介護老人保健施設の利用者がいずれも増加したことによるものです。

歳入の主なものは、介護サービス給付費に対する財源として、保険給付に対する法定負担割合に応じた国・県・町・社会保険診療報酬支払基金・一般財源の負担金等それぞれを増額するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第26号令和6年度松前町水道事業会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、資本的収入及び支出の予定額に収入・支出それぞれ1億6,000万円を増額するものです。

これは、(仮称)松前町浄水場整備事業に係る国の補助事業予算について、令和6年度執行予算の積極的な活用の案内が国土交通省や愛媛県からあったことから、事業の早期完成に向けて進捗を図るため1億6,000万円の増額補正を行い、西古泉水源地及び周辺に埋設されている基幹管路の布設替工事等を前倒しで進めるものです。

また、国の補助対象基準の見直しにより補助対象となる工事の種別が増えたことから、財源確保を図るため財源内訳を変更するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第22号から議案第26号までの報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第22号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（住田英次） 異議がありますので、議案第22号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（住田英次） 起立多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

お座りください。

議案第23号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第25号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第26号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第26 議案第27号 令和7年度松前町一般会計予算(上程、委員長報告(予算決算)質疑、討論、採決)

日程第27 議案第28号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第28 議案第29号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第29 議案第30号 令和7年度松前町介護保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第30 議案第31号 令和7年度松前町水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第31 議案第32号 令和7年度松前町下水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第26、議案第27号令和7年度松前町一般会計、日程第27、議案第28号令和7年度松前町国民健康保険特別会計、日程28、議案第29号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計、日程第29、議案第30号令和7年度松前町介護保険特別会計……。

(「予算というんがのいとるんや、これ。題名が違う。一般会計予算」「暫時休憩」の声あり)

暫時休憩します。

午後3時6分 休憩

午後3時8分 再開

○議長(住田英次) 再開いたします。

日程第26、議案第27号令和7年度松前町一般会計予算、日程第27、議案第28号令和7年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第28、議案第29号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29、議案第30号令和7年度松前町介護保険特別会計予算、日程第30、議案第31号令和7年度松前町水道事業会計予算及び日程第31、議案第32号令和7年度松前町下水道事業会計予算の6件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

**○予算決算常任委員長（影岡俊範議員）** 去る3月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第27号から議案第32号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第27号令和7年度松前町一般会計予算は、総額を145億818万1,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、義農祭について、令和7年度は義農公園が工事中のため使用できないことから、記念式典は従来どおり義農作兵衛の墓前に祭壇を設営して実施し、ふるさと市は松前公園での実施で調整しているとのことだが、会場を変更することで来場者が混乱しないよう周知方法を考えているのかとの質疑があり、広報やSNSを使って周知するほか、町外から来町される方に向け、松山市の広報紙にも掲載を依頼する。また、義農公園にも職員を配置するなどの対策を取りたい。あわせて、小中学校に対しても児童生徒への周知を図りたいとの答弁がありました。

次に、庁舎管理事業の機器借上げにおいて、電話交換設備の更新に併せ、カスハラ対策として録音機能付きの設備に更新することだが、録音設備に係る金額を計上していることかとの質疑があり、金額は電話交換機設備の更新全般になり、その設備を更新する中で、機能として録音機能をつけることを考えているとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税について、令和7年度は目標額を7,000万円に設定しているが、今後の目標と取組についてはどうかとの質疑があり、毎年1,000万円ずつ増やし、令和10年度には1億円を目指したいと考えている。その目標に向けて委託業者と協力して返礼品のブラッシュアップや新規返礼品の開拓などに努めていきたいとの答弁がありました。

次に、税務課では、時期により時間外勤務時間が多いようだが、事務の効率化を図るためのツールの導入により削減できているのかとの質疑があり、職員の異動等もあるが、慣れてくれば当然減ってくる。また、効率化を図るためのツールとして、RPAの関係でOCR的なものを運用したことにより削減につながっているとの答弁がありました。

次に、防災行政無線について、議会報告会でも多数の方から聞き取りにくいとの苦情や要望が出ていた。苦情等の件数は把握しているのかとの質疑があり、件数の把握はしていないが、町政懇談会を各地区で開催しているが、防災行政無線が聞き取りにくいという意

見があった場合、業者とともに現地調査を行い、対策を取るようになっているとの答弁がありました。

次に、防災防犯参与等設置事業について、事業費が約357万円増額になっていることについて質疑があり、消防士OBを非常勤特別職の防災防犯参与として再配置する報酬月額24万円と共済費であるとの答弁がありました。

次に、家具等固定促進事業について、令和6年度は77件の申請があり、令和7年度は100件を目標としているが、十分な周知ができていないのかとの質疑があり、当初広報紙やホームページ等の周知をしていたが申請が伸びなかったが、チラシを回覧板で回してもらうことで申請が増えた。今後も防災講座等の広報など、あらゆる機会を捉えて家具転倒防止の大切さを周知していきたいと考えているとの答弁がありました。

委員からは、日本防災士会愛媛県支部では、家具転倒やガラスの割れ方実験なども行っている。危険性を認識してもらうための講習会を要請してはどうかとの意見がありました。

次に、運転免許自主返納支援事業について質疑があり、伊予鉄ICカードの新規発行が3月17日で終了することに伴い、後継メニューとして、伊予鉄道が提携するJR西日本のICOCAなどを対象メニューに加えるため調整を行っている。JR四国では、愛媛県内の各駅改札口がICカード対応になっていないため利用できないが、伊予鉄バス、伊予鉄タクシーの利用には使用可能であるとの答弁がありました。

次に、マイナンバーカードに関連する事務の郵便局委託取扱件数を3,400件とした根拠について質疑があり、マイナンバーカードの更新や新規の申請数を役場の窓口と郵便局4局で割り込んだ数で、令和7年度はマイナンバーカードの更新と電子証明書の更新で8,000件を見込んでいるとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管について、まさき町産業祭りについて質疑があり、たわわ祭の開催方法を見直し、年5回、奇数月の開催を考えている。ただし、令和7年5月は、開催方法変更の準備期間とするため開催しないとの答弁がありました。また、5回に分けての集客できるのかとの質疑には、会場では、旬の季節の農水産物の販売や季節に応じたイベント等を実施することで、まさきの魅力を発信していきたいとの答弁がありました。

委員からは、開催方法を変更することで、来場者がどの程度になるのか分からないが、実施後には、開催方法等についての判断・検討をするようにしてほしいとの意見がありました。

次に、松前町観光協会補助金について質疑があり、観光協会は、公共的な団体でもあり、現在十分な自主財源の獲得が困難な状況となっていることから、当面の間補助することが適当と考えている。令和6年度から1,000万円の補助金を出しており、観光協会の運営費に充てている。1,000万円を上限として補助をしているが、決算書がまだ出ていない

ため、金額が妥当かとの判断はまだ先になるとの答弁がありました。

また、観光協会の会員募集活動について質疑があり、会員の増強活動としては、企業関連の理事7社に対して700件の会員案内をする計画で、令和6年度12月現在、団体会員が104社の192口、個人会員が92名の99口となっている。この収入が約220万円であり、観光協会の自主財源となっている。今後も会員数を増やす努力は必要だと考えているとの答弁がありました。

次に、中小企業振興プロジェクトについて、オンラインプラットフォームの登録事業者数目標550事業者について質疑があり、令和7年度からは中小企業振興計画にのっとり実行に移すことになる。まずは、オンラインプラットフォームを重点施策として位置づけ、松前町の中小企業に有益な情報をLINE等での経営のヒント、補助金・助成金の情報をプッシュ型で流し、経営に役立ててもらいたいとの答弁がありました。

次に、義農大賞について、多額の財源を必要とする事業を廃止と説明があったが、どのくらいのコスト削減ができるのかとの質疑があり、令和6年4月に表彰式を行ったが、今後義農大賞をイベントとして行う予定はない。過去2回の義農大賞で2,700万円ほどの経費がかかったが、町内のボランティア団体等を義農祭において表彰するなど、コストがかからない方法を令和7年度中に固めたいと考えているとの答弁がありました。

次に、まさき町夏祭り運営支援について質疑があり、令和7年度からは、松前町商工会が担ってきた夏祭り実行委員会の負担軽減を図るため、夏祭りの夜の部は、今までどおり夏祭り実行委員会が主催し、はんぎり競漕は、夏祭りのイベントから切離し、町の主催で実施するよう変更したとの答弁がありました。

次に、農地集積・集約化支援事業について質疑があり、この事業がなかなか進まない要因は、農地を2枚続きで持っていなければ事業に取りかかれないということである。農地の集約化を町としても取り組んでいるが、集約化が進めば、この事業も進捗が図れると考えているとの答弁がありました。

畦畔除去を進めても、農地の高低差を解消するには費用がかかる。高低差を解消するために必要な費用の補助を考えてほしいとの意見があり、農地の高低差を解消するために造成を含めた予算の確保は、町の一般財源だけでは厳しいと考える。例えば、農地中間管理事業により、農地の集積を図った上で国の補助事業を活用し、圃場整備事業を行う場合には、農地の所有者の負担軽減措置があるため、このような事業に取り組む必要があるとの答弁がありました。

次に、町道等維持管理について質疑があり、路線修繕となれば予算化も必要になるが、簡易なものであれば職員が出向き、簡易舗装補修材等で補修を行っている。対応が難しい場合は、補正予算等を確保し、工事を進めたいとの答弁がありました。また、思い通りの道路補修についての質疑には、交通量を想定し舗装厚は設計しているが、想定以上の交通

量や重車両の通行台数が多くなると傷みが激しくなるため、今後の状況を見て構成を考えたいとの答弁がありました。

次に、土木費について、道路インフラと筒井地区や塩屋地区等の防災インフラは、比率を考えた予算編成を行っているのかとの質疑があり、比率の検討はしていないが、道路舗装は道路性状調査を行った箇所を計画的に進めている。今後、舗装の傷み等を調査しながら実施したいとの答弁がありました。

委員からは、計画的な維持管理が大事である。土木費の中でもしっかりとした予算配分を考えてもらいたいとの意見がありました。

続きまして、教育委員会所管については、学校生活支援員について、6時間勤務を希望する全員が希望どおりとなったのか、勤務時間に係る社会保険の関係はどうなっているのかとの質疑があり、勤務時間は、支援員に確認し、全員希望どおりとした。また、6時間勤務の方は、社会保険に加入するが、学期任用であるため、長期休暇期間は社会保険や国民健康保険等のほかの保険に加入してもらうことになるとの答弁がありました。

次に、学校生活支援員が、任用期間外で学童保育等のほかの職務に就くことに問題はないのかとの質疑があり、任用が切れている期間に他の職務に就くことについては問題ないと考えているとの答弁がありました。また、学校生活支援員は、令和6年度は1人当たり2.7人の児童の対応に当たっているとのことだが、同じクラスでの対応か、異なるクラス間の対応かにより負担は変わると考える。現状はどうかとの質疑があり、22名が異なるクラス間での対応をしている。学校教育課としても負担を懸念しており、令和7年度は新たな配置を予定している特別支援教育指導員に各学校を回っていただき、十分に配慮していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、GIGAスクール事業について、令和7年度は、タブレット端末更新を行うとしているが、古いタブレット端末に残っている個人情報の漏えいを防ぐ適切な処分計画は立てているのかとの質疑があり、情報はきちんと消去して回収業者へ引渡し、処分をするとの答弁がありました。

また、今後タブレット端末による生徒の自宅学習を想定しているのか、セキュリティに問題はないのかとの質疑があり、現在もタブレット端末の持ち帰りを行っている学校があり、自宅学習も行っている。学校では、セキュリティについて情報リテラシー教育を行っており、学校と連携して引き続き徹底したいとの答弁がありました。

委員からは、タブレット端末の維持管理が難しいと思うが、きちんと行ってほしいとの意見がありました。

次に、令和7年度から中学校の水泳授業を委託するが、中学校のプールは今後使用しないのかとの質疑があり、中学校のプールは、今後使用しない。今後は解体について検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、小学校の水泳授業の委託は検討しているのかとの質疑があり、小学校は6学年あるため、学年数と児童数が多く、1時限の時間が中学校より短いため、1回当たり2時限単位時間では対応が困難である。着替えの時間や移動の時間も小学生のほうがかかるため、小学校の委託は今後の課題であると考えているとの答弁がありました。

次に、学校給食費無償化について、目標に経済的支援と教育環境の充実とあるが、教育環境の充実とはどのような意味なのかとの質疑があり、本来、給食費にかかっていた費用を子どもの活動の場を広げることなどに利用することで、教育的環境の充実も図れると考えているとの答弁がありました。

また、学校給食費無償化については、アレルギーで給食を取っていない児童、弁当を持ってくる児童や入院中の児童などへの対応をどうするのかとの質疑があり、今回の学校給食費の無償化については、町の学校給食センターから提供した給食を食べた児童が対象ということにしている。アレルギー関係で給食の一部を食べた場合は、その部分は無償化となる。

学校給食費無償化に当たり、アレルギーによる欠食や不登校や病気、町立学校以外の学校に在籍しているなど、学校給食センターが提供する給食を食べない児童生徒に支援をするかどうかについても庁内で検討した。その結果、対象児童生徒ごとに、町外の在籍校の協力を得て食数や金額を把握する必要があるのか、支給額についても、アレルギー用の給食の場合の差額の算出をどうするか、町立学校以外の在籍者について、在籍校の給食費とするのか、町立学校の給食費とするのか、保護者からの申請をどのような形で行うのかなど、様々な課題があるため、令和7年度は、学校給食センターから提供した給食に対する現物給付という考え方としたとの答弁がありました。

委員からは、今後も無償化の範囲について検討してほしいとの意見がありました。

次に、子どもの居場所づくり・多世代交流事業について、今後どれくらいのコストがかかるのか、利用者が負担することになるのかとの質疑があり、イベント委託料や経常的に必要なものとして通信運搬費やWi-Fiの通信料があるが、公民館で負担する。イベントの参加者から、利用料やイベント参加料を徴収することは考えていないとの答弁がありました。

また、委託料については、継続するにつれ、予算が膨らむことはないのかとの質疑があり、実施状況を見て好評であれば継続していきたいと考えている。予算のなるべくかからない方法を考えながら実施していきたいとの答弁がありました。

次に、松前公園施設整備について、松前公園子供広場大型複合遊具修繕工事は、子ども議会の要望によるものかとの質疑があり、子ども議会で、松前公園に遊べない遊具があるという意見があったので、全ての遊具が使えるようにすることを目標としている。遊具の修繕が完了した際には、子どもたちに周知したいとの答弁がありました。

委員からは、子ども議会で提案されたことが実現したことは、明るい話題であり、広報等を活用して子どもたちに知らせてもらいたいとの意見がありました。

次に、全日本中学校ホッケー選手権大会の実行委員会への負担金について質疑があり、負担金は、大会開催に向けて設立された実行委員会に対して交付するものであり、大会をどのように運営するかということは、実行委員会が決定する。また、松前町観光協会と連携して、観光案内や物産の販売を通じて松前町をアピールしていただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、例年行っているホッケー普及促進事業は、全日本中学生ホッケー選手権大会開催のため実施しないのかとの質疑があり、例年どおり行いたいとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、自立支援給付事業の中に就労継続支援とあるが、その内容はどの質疑があり、障がいのある方に対する就労の支援は、一般就労に向けて支援を行うものや事業所に通って賃金を得る就労継続支援A型及びB型のサービスがあるとの答弁がありました。

また、自立支援給付事業以外で、障がいのある方が自身の能力や強みを生かし、就労やなりわいにつながるような支援は行っていないのかとの質疑があり、町では、就労支援事業所の利用者が描いた絵などを役場庁舎に飾る取組を行っている。各絵の下にある2次元コードを読み取ると、就労支援事業所のホームページにつながり、絵の購入や貸出等ができるようになっている。このような取組などにより、障がいのある方が就労につながっていけるよう支援を継続していきたいとの答弁がありました。

次に、保育士確保事業が、令和6年度に比べて増額されている理由について質疑があり、派遣保育士の時給単価が、昨年度より500円増額されたためであるとの答弁がありました。

次に、高齢者補聴器補助では、補聴器の購入費の2分の1を補助するとあるが、設定根拠はどの質疑があり、新規事業ということで、先に実施している近隣市町の補助対象要件と補聴器の購入費用を参考に、購入費の2分の1が妥当としたとの答弁がありました。

委員からは、令和7年度の新規事業であり、申請状況を踏まえながら、今後の課題として認識しておく必要があるとの意見がありました。

次に、防災整備事業について、配備品追加福祉避難所数を2か所としているが、どのように選ぶのかとの質疑があり、町内の福祉避難所11か所全てに照会をした結果、2か所から要望があったものであるとの答弁がありました。

また、2か所とも希望金額は満額なのか、上限などを設けているのかとの質疑があり、1施設当たりの基準額は56万円で、事業者からの要望に基づいて計上している。なお、56万円のうち3分の1は県が負担するとの答弁がありました。

次に、出産世帯応援事業について、インセンティブを設けて年齢により助成額を分けた

のは県の方針か、それとも町の方針かとの質疑があり、県の方針であり、市町への補助要件となっている。県としては、できるだけ子どもをたくさん産んでくれる方向につなげていきたいという考え方である。助成額については、中予地区で協議を進め、36歳未満30万円と36歳以上20万円という設定で実施するよう考えたものであるとの答弁がありました。

次に、放課後児童健全育成事業について、予算が増額される理由は人件費との説明があったが、民間委託することによって人が増えるということかとの質疑があり、年々児童が増え、安全に預かるためには、支援員や補助員を適正に配置する必要がある、民間へ委託する一つの要因であるとの答弁がありました。

次に、ヤングケアラー支援体制強化事業について、令和7年度は調査・研修が中心で、具体的な支援までは行わないのかとの質疑があり、学校に協力を得て直接子どもに調査を行い、必要に応じ個別に話を聞くことになる。慎重に対応したいと考えているとの答弁がありました。

委員からは、ヤングケアラー支援、産後ケアなど、様々な支援があるが、こども家庭センターへつなげるなど、早い時期に支援につなげて、重篤な状況に陥らないように今後も努力してほしいとの意見がありました。

次に、総合健診事業について、財源内訳の国費の具体的な内容の質疑があり、マイナンバー情報連携体制整備事業で、子宮頸がん検診に係るシステムの改修対応として、国から3分の2に当たる22万円と新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、国から2分の1に当たる7万9,000円の合計29万9,000円であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第28号令和7年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を29億4,531万7,000円とするもので、前年度に比べて7,986万6,000円の減となっています。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税5億404万4,000円、県支出金21億8,793万7,000円、繰入金2億5,014万円です。

歳出予算の主なものは、保険給付費21億5,561万2,000円、国民健康保険事業費納付金6億8,465万8,000円です。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第29号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額を5億9,045万円とするもので、前年度に比べ270万7,000円の減となっています。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料4億2,506万5,000円、繰入金1億5,780万2,000円です。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億4,643万6,000円、総務費

4,346万3,000円です。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第30号令和7年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を30億6,141万7,000円、介護サービス事業勘定を1,609万6,000円とするものです。

前年度に比べ保険事業勘定は8,229万3,000円の増、介護サービス事業勘定は342万3,000円の減となっています。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） それではここで暫時休憩いたします。

午後3時44分 休憩

午後4時0分 再開

○議長（住田英次） 本会議を再開します。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 大変失礼いたしました。

次に、議案第31号令和7年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入5億3,486万8,000円、収益的支出5億965万6,000円、資本的収入7億5,839万2,000円、資本的支出9億4,407万1,000円とするものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第32号令和7年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億7,669万7,000円、収益的支出4億3,879万6,000円、資本的収入2億7,946万円、資本的支出5億3,947万9,000円とするものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第27号から議案第32号までの御報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第27号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（住田英次） 異議がありますので、議案第27号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（住田英次） 起立多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告どおり可決されました。

お座りください。

議案第28号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第29号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第30号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第31号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第32号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。

ただいま田中浩介町長から、議案第33号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第33号 町道西74号線(松前町大字北黒田)における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事基本協定の締結について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 追加日程第1、議案第33号町道西74号線(松前町大字北黒田)における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事基本協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 追加の議案書の3ページをお開きください。

議案第33号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、大政まちづくり課長に説明をさせますので、何とぞ御審議のほど

よろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼いたします。

それでは、議案第33号町道西74号線（松前町大字北黒田）における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事基本協定の締結について補足して御説明いたします。

本案件は、松前小学校の通学路である町道西74号線と伊予鉄道郡中線が交差する土川踏切道について、歩道整備工事を行うための基本協定となります。

追加議案書3ページを御覧ください。

協定名、町道西74号線（松前町大字北黒田）における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事、契約方法、特命随意契約、施工場所、松前町大字北黒田、協定額、2億3,178万円、協定先、松山市湊町四丁目4番地1、伊予鉄道株式会社代表取締役社長清水一郎、なお、協定の期間は、議決のあった翌日から令和8年3月31日までです。

参考資料4ページを御覧ください。

こちらは、委託箇所の位置になります。赤丸が委託箇所である伊予鉄道土川踏切になります。青、破線が町道を示しております。

参考資料5ページを御覧ください。

こちらは、土川踏切道の現況写真となります。

参考資料6ページを御覧ください。

こちらは、踏切の平面図となります。

参考資料7ページを御覧ください。

こちらは、土川に架設するボックスカルバートの構造図となります。

本協定は、平成27年度より工事を実施している歩道整備工事の最後の区間となり、町道西74号線と伊予鉄道郡中線が交差する土川踏切道を拡幅し、歩道を整備するものとなります。

現在の車道は3.0メートルで、土川踏切道の幅員は2.3メートルとボトルネックとなっております。これを全幅6メートルに拡幅し、車道4メートル、歩道2メートルと改良し、通学路としての安全を確保することができます。

以上で議案第33号の説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第33号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案どおり可決されました。

お諮りします。

ただいま田中周作議員外12名から議員提出議案第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第2 議員提出議案第1号 松前町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)**

○議長(住田英次) 追加日程第2、議員提出議案第1号松前町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

8番田中周作議員。

○8番(田中周作議員) 追加議案、議員提出議案第1号を御参照ください。

松前町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第112条及び松前町議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和7年3月19日提出。

松前町議会議長住田英次様。

提出者、松前町議会議員田中周作、賛成者、松前町議会議員加藤博徳、同藤岡緑、同村井慶太郎、同稲田輝宏、同影岡俊範、同城村トキ子、同曾我部秀司、同渡部恵美、同西村元一、同池田幸子、同池内邦仁、同重松知之。

提案理由。

刑法等の一部を改正する法律等の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正が必要となりました。

条例改正の概要を御説明いたします。2点ございます。

まず1点目、改正概要1、拘禁刑導入を御参照ください。

刑法等の一部を改正する法律等の改正において懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されました。

2点目として、改正概要2を御参照ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に新たに第8項が新設されました。これらのことから所要の改正を行うものです。

改めて議員提出議案第1号、2ページを御参照ください。

重要な部分を抜粋し、簡単に説明いたしますので、御確認ください。

第2条は、定義でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、法第2条に項が追加されたので、所要の改正を行っております。

次、4ページ、中段以降を御参照ください。

第52条から第54条につきましては、罰則についてです。それぞれの事案に対する罰則を懲役から拘禁刑に改正しております。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行します。ただし、第52条から第54条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行します。

この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議員提出議案第1号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は原案どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をしました。お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をしました。以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長より挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議長の許可をいただきましたので、令和7年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たり、十分に配慮してまいります。

さて、先週3月11日、東日本大震災の発生から14年となりました。亡くなられた多くの方々の御冥福をお祈りするとともに、御家族や御友人など大切な方を失われた皆様に衷心よりお悔やみ申し上げます。

また、今もなおふるさとを離れ、避難所で不自由な生活を過ごされている方々もいらっしゃいます。こうした大きな犠牲の下に得られた貴重な教訓を決して風化させることなく、防災・減災対策、災害対応や避難所の生活環境改善等に生かしていくことが我々の責務だと思っております。

本町においても、近い将来予想されている南海トラフ巨大地震に備え、様々な対策に取り組んでいるところでございますが、突然発生する災害から命を守るためには、自助・共助・公助が必要です。自宅の耐震化や家具の固定、備蓄品、非常持ち出し袋など、いま一度地震への備えを確認していただきますようお願いいたします。

町では、ここ数年相次ぐ水害等の災害の激甚化の中、災害発生時の万全な対応を速やかに行うため、当初予算にも計上しました防災・減災対策の推進、地震対策、浸水被害の軽減措置を着実に進め、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

終わりになりますが、議員各位におかれましては、今後も町政の推進に御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和7年第1回松前町議会定例会を閉会します。  
午後4時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 加 藤 博 徳

松前町議会議員 重 松 知 之